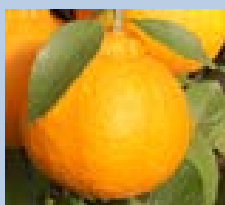


農政新時代

～努力が報われる農林水産業の実現に向けて～

＜農林水産分野におけるTPP対策＞



平成27年12月

農林水産省

目 次

I	TPP大筋合意の概要	1
II	品目毎の農林水産物への影響	7
III	総合的なTPP関連政策大綱	16
1	攻めの農林水産業への転換	18
2	経営安定・安定供給への備え	30

I 大筋合意の概要

(1) 全体の状況

- ・ 我が国の全品目（農林水産物、鉱工業品）の関税撤廃率は95%、農林水産物の関税撤廃率は81%。
- ・ 農林水産物の重要5品目を中心に、国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。

1. 各国の関税撤廃率（品目ベース）

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
全品目	95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%
農林水産物	81%	98.8%	94.1%	100%	100%	100%	96.4%	99.5%	96.0%	99.6%	99.4%	100%

（注）日本以外の国の農林水産物については、国際的な商品分類（HS2007）において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない（日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる）。

2. 我が国の関税を残すライン

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9,018	443	
うち農林水産物	2,328	443	
うち関税撤廃したことがないもの	834	439	
うち重要5品目	(586)	(412)	
うち重要5品目以外	(248)	(27)	雑豆、こんにゃく、しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1,494	4	ひじき・わかめ

I 大筋合意の概要 (2) 重要5品目等の交渉結果

品目	現在の関税率	合意内容																																															
米	枠内税率:無税+マークアップ 枠外税率:341円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>枠外税率(341円/kg)</u>を維持。 その上で、既存のWTO枠(77万玄米トン)の外に、<u>米国・豪州</u>に対して、<u>SBS方式の国別枠</u>を設定。 <p>(米国： 5万実トン(当初3年維持) → 7万実トン(13年目以降) 豪州：0.6万実トン(当初3年維持) → 0.84万実トン(13年目以降))</p>																																															
小麦	枠内税率:無税+マークアップ 枠外税率:55円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>枠外税率(55円/kg)</u>を維持。 既存のWTO枠に加え、<u>米国(15万トﾝ(7年目以降))、カナダ(5.3万トﾝ(同))、豪州(5万トﾝ(同))</u>に<u>SBS方式の国別枠</u>を新設。 <u>マークアップ</u>を9年目までに45%削減。 																																															
大麦	枠内税率:無税+マークアップ 枠外税率:39円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>枠外税率(39円/kg)</u>を維持。 既存のWTO枠に加え、<u>SBS方式のTPP枠(6.5万トﾝ(9年目以降))</u>を新設。 <u>マークアップ</u>を9年目までに45%削減。 																																															
麦芽	枠内税率:無税 枠外税率:21.3円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 現行の関税割当制度、<u>枠外税率(21.3円/kg)</u>を維持。 需要動向に連動しない<u>定量の国別枠</u>を新設。 <table border="1" data-bbox="664 890 1228 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">いってないもの</th> <th colspan="2">いったもの</th> <th colspan="2">国別枠 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カナダ</td> <td>発効時</td> <td>89千トﾝ</td> <td>発効時</td> <td>4千トﾝ</td> <td>発効時</td> <td>93千トﾝ</td> </tr> <tr> <td>豪州</td> <td>発効時</td> <td>72千トﾝ</td> <td>発効時</td> <td>3千トﾝ</td> <td>発効時</td> <td>75千トﾝ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米国</td> <td>発効時</td> <td>20千トﾝ</td> <td>発効時</td> <td>0.7千トﾝ</td> <td>発効時</td> <td>20.7千トﾝ</td> </tr> <tr> <td>6年目</td> <td>32千トﾝ</td> <td>11年目</td> <td>1.05千トﾝ</td> <td>11年目</td> <td>33.05千トﾝ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>発効時</td> <td>181千トﾝ</td> <td>発効時</td> <td>7.7千トﾝ</td> <td>発効時</td> <td>188.7千トﾝ</td> </tr> <tr> <td>6年目</td> <td>193千トﾝ</td> <td>11年目</td> <td>8.05千トﾝ</td> <td>11年目</td> <td>201.05千トﾝ</td> </tr> </tbody> </table>		いってないもの		いったもの		国別枠 計		カナダ	発効時	89千トﾝ	発効時	4千トﾝ	発効時	93千トﾝ	豪州	発効時	72千トﾝ	発効時	3千トﾝ	発効時	75千トﾝ	米国	発効時	20千トﾝ	発効時	0.7千トﾝ	発効時	20.7千トﾝ	6年目	32千トﾝ	11年目	1.05千トﾝ	11年目	33.05千トﾝ	計	発効時	181千トﾝ	発効時	7.7千トﾝ	発効時	188.7千トﾝ	6年目	193千トﾝ	11年目	8.05千トﾝ	11年目	201.05千トﾝ
	いってないもの		いったもの		国別枠 計																																												
カナダ	発効時	89千トﾝ	発効時	4千トﾝ	発効時	93千トﾝ																																											
豪州	発効時	72千トﾝ	発効時	3千トﾝ	発効時	75千トﾝ																																											
米国	発効時	20千トﾝ	発効時	0.7千トﾝ	発効時	20.7千トﾝ																																											
	6年目	32千トﾝ	11年目	1.05千トﾝ	11年目	33.05千トﾝ																																											
計	発効時	181千トﾝ	発効時	7.7千トﾝ	発効時	188.7千トﾝ																																											
	6年目	193千トﾝ	11年目	8.05千トﾝ	11年目	201.05千トﾝ																																											
粗糖・精製糖等	71.8円/kg(粗糖) 103.1円/kg(精製糖)	<ul style="list-style-type: none"> 現行の糖価調整制度を維持。 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。 																																															
加糖調製品	29.8%(加糖ココア粉) 10.0%(チョコレート菓子)など	<ul style="list-style-type: none"> 品目ごとにTPP枠を設定(計6.2万トン(当初)→9.6万トン(品目ごとに6~11年目以降))。 																																															
でん粉	でん粉等	枠内税率:0~25% 枠外税率:119円/Kg	<ul style="list-style-type: none"> <u>糖価調整制度(調整金の徴収)</u>、<u>枠外税率(119円/Kg)</u>は現行通り維持。 TPP参加国を対象とした7,500tの関税割当枠を設定(即時)。 																																														
	コーンスターチ ばれいしょでん粉	枠内税率:0~25% 枠外税率:119円/Kg	<ul style="list-style-type: none"> 米国に対し無税の関税割当の設定。* 枠数量は、2,500tから6年目に3,250t。 * 調整金対象用途については、引き続き調整金を徴収。 																																														
	イヌリン	枠内税率:25% 枠外税率:119円/Kg	<ul style="list-style-type: none"> 米国とチリに対し、無税の関税割当の設定。 枠数量は、240tから11年目に300t。 																																														
小豆、いんげん	枠内税率:10% 枠外税率:354円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 枠内税率について即時関税撤廃。 枠外税率について現行維持。 																																															
落花生	枠内税率:10% 枠外税率:617円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 枠内税率について即時関税撤廃。 枠外税率について段階的に8年目に撤廃。 																																															

I 大筋合意の概要 (2) 重要5品目等の交渉結果

品目	現在の関税率	合意内容
牛肉	38.5%	<ul style="list-style-type: none"> 16年目に最終税率を9%とし、<u>関税撤廃を回避</u>(米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。 16年目までという<u>長期の関税削減期間</u>を確保。 輸入急増に対する<u>セーフガード</u>を措置(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。
豚肉	差額関税制度 ・524円/kg<輸入価格の場合:4.3% ・524円/kg≧輸入価格の場合: 546.53円/kgと輸入価格の差額 ・64.53円/kg≧輸入価格の場合: 482円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 差額関税制度を維持するとともに、<u>分岐点価格(524円/kg)</u>を維持。 10年目までという<u>長期の関税削減期間</u>を確保。(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。 11年目までの間、輸入急増に対する<u>セーフガード</u>を措置。
	差額関税制度	<ul style="list-style-type: none"> 初年度50%削減し、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃。 11年目までの間、輸入急増に対する<u>セーフガード</u>を措置。
	10%(ソーセージ) 20%(その他豚肉調製品)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃。
乳製品	搾内税率:25%、35%+マークアップ 搾外税率:21.3%+396円、425円 29.8%+396円、425円	<ul style="list-style-type: none"> 脱脂粉乳、バターについて、<u>搾外税率の関税削減・撤廃は行わず</u>、TPP枠(民間貿易関税割当枠)を設定。 (生乳換算で6万t(当初)→7万t(6年目以降)) (最近の追加輸入量の範囲内で設定)
	搾内税率:35%+マークアップ 搾外税率:29.8%+985円、29.8%+1159円	
	搾内税率:25%、35%+マークアップ 搾外税率:29.8%+425円、 687円	<ul style="list-style-type: none"> 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、<u>最も長い21年目までの関税撤廃期間</u>を確保。 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。
	29.8% 等	<ul style="list-style-type: none"> <u>日本人の嗜好に合うモッツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持</u>。 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、<u>長期の経過期間(16年目までの関税撤廃期間)</u>を確保。
鶏肉・鶏卵	8.5%、11.9%	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、<u>段階的に11年目に関税撤廃</u>。 ただし、冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉(丸鶏及び骨付きもも肉を除く。)については、<u>段階的に6年目に関税撤廃</u>。
	6%、21.3%	<ul style="list-style-type: none"> 牛・豚の肉を含むものについては、<u>段階的に11年目に関税撤廃</u>。 その他のものについては、<u>段階的に6年目に関税撤廃(発効時に20%削減)</u>。
	17%、21.3%	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵・冷凍のものについては、<u>段階的に13年目に関税撤廃(発効時に20%削減し、6年据え置きの後、7年目から段階的に13年目に関税撤廃)</u>。 その他のものについては、<u>段階的に11年目に関税撤廃</u>。
	21.3%、 21.3%又は51円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 全卵粉については、<u>段階的に13年目に関税撤廃(発効時に50%削減し、6年据え置きの後、7年目に25%削減し、6年据え置きの後、13年目に関税撤廃)</u>。 その他のものについては、<u>段階的に6年目に関税撤廃</u>。
	18.8%、 20%又は48円/kg	
	8.0%	<ul style="list-style-type: none"> <u>即時関税撤廃</u>。

I 大筋合意の概要 (2) 重要5品目等の交渉結果

品目	現在の関税率		合意内容	
こんにゃく いも	こんにゃく いも	枠内税率:40% 枠外税率:2796円/kg	・枠内税率について現行維持 ・枠外税率について段階的に6年目までに15%削減	
	製品	21.3%	・段階的に6年目までに15%削減	
茶	17%		・段階的に6年目に関税撤廃	
トマト ピュー レー・ペー スト	枠内税率:無税 枠外税率:16%		・段階的に6年目に関税撤廃。	
トマトケ チャップ	21.3%		・段階的に6年目又は11年目に関税撤廃。	
トマトソー ス	17%			
トマト ジュース	21.3%、29.8%			
畑 作物	かぼちゃ (生鮮) アスパラガ ス (生鮮) にんじん (生鮮)	3%		・即時関税撤廃。
	たまねぎ	課税価格が1kg につき67円以下 のもの	8.5%	・段階的に6年目に関税撤廃
		課税価格が1kg につき67円を超 え73円70銭以下 のもの	「8.5%」又は 「73.70円/kg ー(課税価 格)/kg」	
	課税価格が1kg につき73円70銭 を超えるもの	無税		ー
果 樹	オレンジ (生果)	6月～11月 16% 12月～5月 32%	・4月～11月 段階的に6年目に関税撤廃 ・12月～3月 初年度に20%削減、3年間据置、その後段階的に8年目に関税撤 廃(関税削減期間中はセーフガードを措置)	
	オレンジ (果汁)	「21.3%」、「25.5%」、「29.8%又は23円/kgのうちの高い方」		・段階的に6年目又は11年目に関税撤廃。
	りんご (生果)	17%		・初年度に25%削減、その後段階的に11年目に関税撤廃。
	りんご(果 汁)	「19.1%」、「23%」、「29.8%」、 「34%又は23円/kgのうちの高い方」		・段階的に8年目又は11年目に関税撤廃。
	さくらんぼ (生果)	8.5%		・初年度に50%削減、その後段階的に6年目に関税撤廃。
	パインアッ プル(生 果)	17%		・段階的に11年目に関税撤廃。
	パインアッ プル (缶詰)	枠内税率:無税 枠外税率:33円/kg		・関税割当制度を維持 ・枠外税率について段階的に6年目までに15%削減
ぶどう (青果)	3月～10月 17% 11月～2月 7.8%	・即時関税撤廃		

I 大筋合意の概要

(2) 重要5品目等の交渉結果

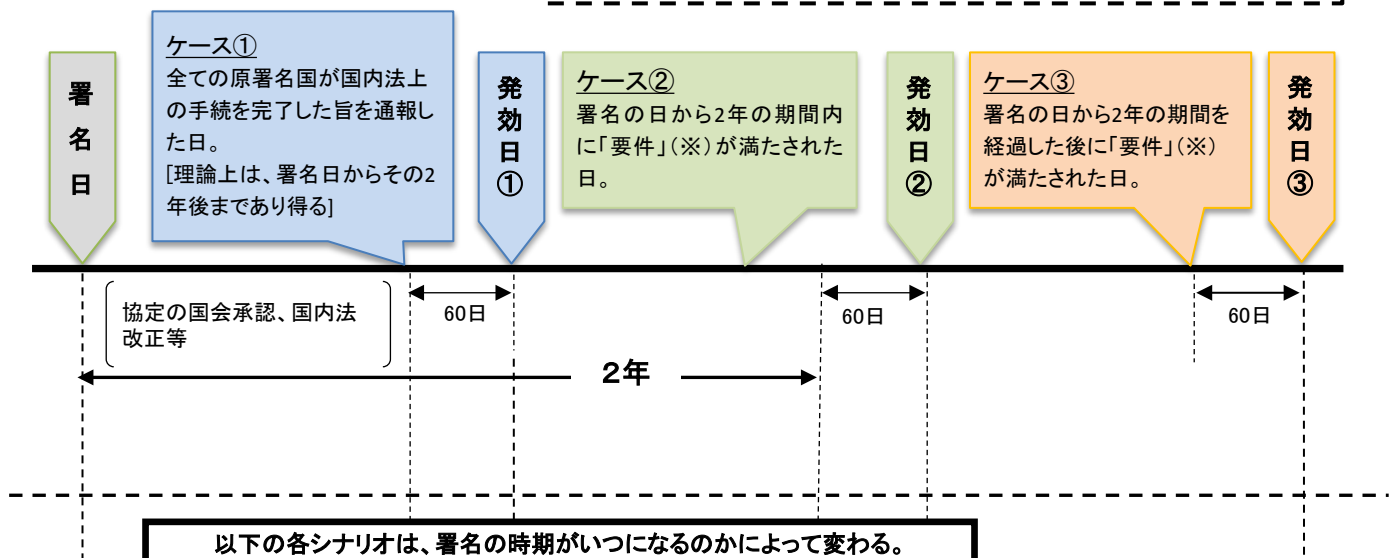
	品目	現在の関税率	合意内容
林産品	合板	10%、 8.5%(熱帯木材14種)、 6%(その他熱帯木材、広葉樹、針葉樹)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいものについては、<u>16年目までの長期の関税撤廃期間+セーフガード</u>。 マレーシア:熱帯木材14種合板、その他熱帯木材合板、広葉樹合板 ベトナム:広葉樹合板、その他熱帯木材合板(一部)、針葉樹合板(一部) カナダ、NZ、チリ:針葉樹合板 上記以外のものについては、11年目までの関税撤廃。
	SPF製材 ※トウヒ属・マツ属・ モミ属(Spruce、Pine、 Fir)の製材。	4.8%	<ul style="list-style-type: none"> 輸入額の大きいカナダに対しては、16年目までの長期の関税撤廃期間+セーフガード。その他の国に対しては、11年目までの関税撤廃期間。ただし、ニュージーランドについては、即時関税撤廃。
水産品	あじ(生鮮・冷凍)	10%	<ul style="list-style-type: none"> (米国以外)段階的に16年目に関税撤廃。 (米国)段階的に12年目に関税撤廃、ただし8年間現行税率を維持。(10%→0%)
	さば(生鮮・冷凍)	生鮮:10% 冷凍:7%	
	まいわし	10%	<ul style="list-style-type: none"> 生鮮は段階的に11年目、冷凍は段階的に6年目に関税撤廃。
	ほたてがい	10%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に11年目に関税撤廃。
	まだら	生鮮10% 冷凍6% すり身4.2%	<ul style="list-style-type: none"> 生鮮は段階的に11年目、冷凍とすり身は即時に関税撤廃。
	するめいか	5%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に11年目に関税撤廃。
	あかいか、やりいか	生鮮5% 冷凍3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 生鮮は段階的に11年目、冷凍は段階的に6年目に関税撤廃。
	みなみまぐろ、めばちまぐろ、太平洋くろまぐろ、冷凍大西洋くろまぐろ等	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に11年目に関税撤廃。
	生鮮大西洋くろまぐろ、冷凍びんながまぐろ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に6年目に関税撤廃。
	かつお、きはだまぐろ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 即時関税撤廃。
	かつお・まぐろ調製品等	9.6%	
	ます、ぎんざけ、大西洋さけ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に11年目に関税撤廃。
	太平洋さけ、生鮮べにざけ等	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に6年目に関税撤廃。
	冷凍べにざけ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 即時関税撤廃。
	さけ・ます調製品	9.6%	
	干しのり	1.5円/枚、40%	<ul style="list-style-type: none"> 即時に15%削減
こんぶ	15%		
わかめ、ひじき	10.5%		
うなぎ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 即時関税撤廃。 	
うなぎ調製品	9.6%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に11年目に関税撤廃。 	

I 大筋合意の概要

(3) 発効規定

発効規定

※要件：原署名国のGDP（2013年）の合計の85%以上を占める、少なくとも6以上の原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報すること。



【例】2016. 2

2018. 2 2018. 4

2016年2月が署名の日の場合

ケース①

理論上は、2016年4月から2018年4月まであり得る。

ケース②

ケース③

【参考】TPP交渉参加国のGDP(2013年) (単位:10億米ドル)

	GDP	割合
米国	16,768	60.4%
日本	4,920	17.7%
カナダ	1,839	6.6%
豪州	1,502	5.4%
メキシコ	1,262	4.5%
マレーシア	313	1.1%
シンガポール	302	1.1%
チリ	277	1.0%
ペルー	202	0.7%
NZ	185	0.7%
ベトナム	171	0.6%
ブルネイ	16	0.1%
合計	27,757	100.0%

Ⅱ 品目毎の農林水産物への影響について

1 総括表

1. 品目毎の農林水産物の影響(合計40品目)

影響	品目	対応方向等
1 特段の影響は見込み難い	麦芽、小豆、いんげん、落花生、パイナップル、茶、こんにゃく、のり、こんぶ、わかめ・ひじき、うなぎ	<ul style="list-style-type: none"> 更なる競争力の強化が必要。
2 影響は限定的と見込まれる	オレンジ、りんご、さくらんぼ、ぶどう、トマト加工品、かぼちゃ、アスパラガス、たまねぎ、にんじん、鶏肉、鶏卵、合板等、製材(SPF)、あじ、さば、まいわし、ほたてがし、まだら、するめいか・あかい・やりいか、かつお・まぐろ類、さけ・ます類	<ul style="list-style-type: none"> 長期的には、国産価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。
3 国家貿易以外の輸入の増大は見込み難い	米	<ul style="list-style-type: none"> 国別枠により輸入米の数量が拡大することで、国内の米の流通量がその分増加することとなれば、国産米全体の価格水準が下落することも懸念されることから、<u>備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止めの検討や、更なる競争力の強化が必要。</u>
内麦優先の国家貿易運用により輸入の増大は見込み難い	小麦、大麦	<ul style="list-style-type: none"> マークアップの削減に伴い、輸入麦の価格の下落が国産小麦(大麦)の販売価格に影響を及ぼすことも懸念されることから、<u>国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。</u>
てん菜、さとうきびの生産に特段の影響は見込み難いが、加糖調製品の流入の懸念	砂糖	<ul style="list-style-type: none"> 安価な加糖調製品の流入により、糖価調整制度の安定運営に支障が生ずることも懸念されることから、<u>国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。</u>
影響は限定的と見込まれるが、一部低価格な外国産の輸入も懸念	でん粉	<ul style="list-style-type: none"> 一部低価格な外国産の輸入も懸念されることから、<u>国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。</u>
4 当面、輸入の急増は見込み難いが、長期的には、関税引下げの影響の懸念	牛肉	<ul style="list-style-type: none"> 長期的には、米国・豪州等からの輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国内産牛肉全体の価格の下落も懸念される。このため、国内の肉用牛生産について、<u>規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要。</u>
	豚肉	<ul style="list-style-type: none"> 長期的には、従量税の引下げに伴って、低価格部位の一部がコンビネーションによらず輸入される可能性が否定できず、国内産豚肉の価格の下落も懸念される。このため、国内の養豚について、<u>規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要。</u>
	乳製品	<ul style="list-style-type: none"> 長期的には、競合する国内産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料乳の乳価の下落も懸念される。このため、国内の酪農について、<u>規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要。</u>

2. 日本産農林水産物・食品の輸出(重点品目:8品目)

影響	品目	対応方向等
更なる輸出拡大が期待	重点品目 (水産物、加工食品、コメ・コメ加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶)	<ul style="list-style-type: none"> 更なる輸出促進の取組を強化。 輸出環境課題(動植物検疫、放射性物質に係る輸入規制、食品安全基準等)の解決に向けた取組も必要。

米

基礎データ

国内生産量 (2013年産、水稲)		主な生産地 (2013年産、水陸稲) (生産量シェア)			輸入量 (2013年度)		主な輸入先国 (輸入量シェア)			
860万玄米トン うち主食用 818万玄米トン		新潟県 66万玄米トン (8%)	北海道 63万玄米トン (7%)	秋田県 53万玄米トン (6%)	77万玄米トン 【うちTPP参加国 40万玄米トン】		米国 36万玄米トン (47%)	タイ 35万玄米トン(46%)	豪州 4万玄米トン (5%)	
価格・生産量・輸入量の推移 (円/精米kg・万玄米トン)					関税率		国境措置の概要			
	2010	2011	2012	2013	2014	一次税率 無税	二次税率 341円/kg	○ 枠内 国家貿易によるミニマム・アクセス (MA) 米の輸入 (輸入差益の徴収) ○ 枠外 高水準の関税 (341円/kg)		
国内価格	220	264	286	246	202	(輸入差益上限 292円/kg)				
国際価格	69	67	63	72	107					
国内生産量	824	813	821	818	789					
輸入量	77	77	77	77	77					

(注1) 国内価格は、相対取引価格の年産平均から消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格を精米換算したもの。(年産ベース) 出典: 作物統計(農林水産省)、米をめぐる関係資料(農林水産省)等
 (注2) 国際価格は、カリフォルニア州産短粒種の現地精米所出荷価格(暦年ベース)。(注3) 国内生産量は、主食用米の生産量。
 (注4) 輸入量は、MA米の輸入契約数量。

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
米 一次税率 無税+マークアップ 二次税率 341円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率 (341円/kg) を維持。 その上で、既存のWTO枠 (77万玄米トン) の外に、米国・豪州に対して、SBS方式の国別枠を設定。 (米国: 5万実トン (当初3年維持) → 7万実トン (13年目以降) 豪州: 0.6万実トン (当初3年維持) → 0.84万実トン (13年目以降))

結果分析

- これまでの基本的な輸入の枠組みは変更せず、**関税撤廃の例外や現行の国家貿易制度の維持など、多くの例外措置を獲得。**
- したがって、**国家貿易以外の輸入の増大は見込み難い。**
- 他方、国別枠により輸入米の数量が拡大することで、**国内の米の流通量がその分増加することとなれば、国産米全体の価格水準が下落することも懸念される**ことから、備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止めの検討や、更なる競争力の強化が必要。

小麦

基礎データ

国内生産量 (2013年産)		主な生産地 (2013年産) (生産量シェア)			輸入量 (2013年度)		主な輸入先国 (輸入量シェア)			
81.2万トン		北海道 53.2万トン (66%)	福岡県 5.0万トン (6%)	佐賀県 3.0万トン (4%)	485万トン 【うちTPP参加国485万トン】		米国 242万トン (50%)	カナダ 158万トン (33%)	豪州 84万トン (17%)	
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)					関税率		国境措置の概要			
	2010	2011	2012	2013	2014	一次税率 無税	二次税率 55円/kg (252%)	○ 枠内 ・ カレントアクセス数量 (574万トン) ・ 国家貿易 (マークアップの徴収) ○ 枠外 高水準の関税 (55円/kg)		
国内価格	53	46	56	47	47	(マークアップ(輸入 差益)上限45.2 円/kg)				
国際価格	28	34	32	36	38					
国内生産量	571	746	858	812	852					
輸入量	5,275	5,901	5,517	4,853	5,482					

出典: 作物統計(農林水産省)、貿易統計(財務省)
 ※国内価格は、国内産小麦の落札価格(加重平均・税抜き)。国際価格は、食糧用小麦のCIF平均単価(貿易統計)。輸入量は食糧用小麦のみ。

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
小麦 一次税率 無税+マークアップ 二次税率 55円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率 (55円/kg) を維持。 既存のWTO枠に加え、米国 (15万トン (7年目以降))、カナダ (5.3万トン (同))、豪州 (5万トン(同)) にSBS方式の国別枠を新設。 マークアップを9年目までに45%削減。

結果分析

- 国家貿易により国内産小麦では量的又は質的に満たせない需要分を計画的に輸入する仕組みを維持。**
- 新たな枠を通じた輸入は、既存の枠を通じて現在輸入されているものの一部が置き換わることが基本で、国産小麦に置き換わるものではない。**
- したがって、**輸入の増大は見込み難い。**
- 他方、マークアップの削減に伴い、輸入小麦の価格の下落が**国産小麦の販売価格に影響を及ぼすことも懸念される**ことから、国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。

砂糖

基礎データ

国内生産量 (2013SY*)	主な生産地 (生産量シェア)				
68万トン	北海道 55万トン (81%)	沖縄県 7万トン (10%)	鹿児島県 6万トン (9%)		
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)					
SY*1	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	188	187	183	186	186
国際価格	66.6	62.0	55.5	56.8	55.2
国内生産量	646	668	683	680	729
輸入量	1,395	1,343	1,315	1,268	-

出典:需給見通し(農林水産省)、貿易統計(財務省)

*1 SYは砂糖年度(10月1日～翌年9月30日)。国内価格は「日本経済新聞」砂糖の市中価格。国際価格はロンドン白糖価格。2014SYの国内生産量は実績見込み。輸入量は粗糖を精製糖換算したもの。*2 調整金単価は26SY7月～9月期。

輸入量 (2013SY*1)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
127万トン 【うちTPP参加国43万トン】	タイ 65万トン (51%)	豪州 43万トン (34%)	南アフリカ 13万トン (10%)
関税率 (上限値、調整金含む)		国境措置の概要	
一次税率 (粗糖) 71.8円/kg (調整金40.5円/kg*2) (精製糖) 103.1円/kg (関税21.5円+調整金57.4円/kg*2)	二次税率 -	安価な輸入粗糖から調整金を徴収し、これを財源として国内生産を支援。	

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
粗糖・精製糖等 71.8円/kg (粗糖) 103.1円/kg (精製糖)	<ul style="list-style-type: none"> 現行の糖価調整制度を維持。 高精度 (糖度98.5度以上99.3度未満) の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入 (粗糖・精製糖で500トン) を認める。
加糖調製品 29.8% (加糖ココア粉) 10.0% (チョコレート菓子) など	<ul style="list-style-type: none"> 品目ごとにTPP枠を設定 (計6.2万トン (当初) → 9.6万トン (品目ごとに6～11年目以降))。

結果分析

- 糖価調整制度が現行どおり維持される中で、
 - 高精度原料糖については、現在輸入されているタイ産の粗糖の一部がTPP参加国産の高精度原料糖に代替される可能性。
 - 試験輸入については、枠数量が少量であることに加え、使途を新商品開発を目的とした輸入に制限。
 となり、引き続き制度による原料作物の安定生産を確保。
 - 一方、制度外に加糖調製品については、枠設定の全体数量をTPP参加国の現行輸入量の半分以上とするTPP枠を設定。
- ↓
- したがって、てん菜、さとうきびの生産に特段の影響は見込み難い。
 - 他方、安価な加糖調製品の流入により、糖価調整制度の安定運営に支障が生ずることも懸念されることから、国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。

牛肉

基礎データ

国内生産量 (2013年度)	主な生産地 (生産量シェア) (飼養頭数ベース: 2014年2月1日現在)				
354千トン	北海道 516千頭 (20%)	鹿児島県 343千頭 (13%)	宮崎県 250千頭 (10%)		
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)					
年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格 (和牛)	2480	2203	2487	2750	2977
国内価格 (交雑)	1649	1383	1560	1741	1893
国内価格 (乳用)	934	723	884	1113	1251
国際価格	404	405	445	508	633
国内生産量	358	354	360	354	352
輸入量	512	516	506	536	517

輸入量 (2013年度)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
536千トン 【うちTPP参加国535千トン】	豪州 278千トン (52%)	米国 201千トン (38%)	NZ 28千トン (5%)
関税率		国境措置の概要	
一次税率 38.5%	二次税率 -	ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議結果に基づき、協定税率 (50%) よりも低い38.5%の暫定税率を設定	

出典:食肉流通統計、畜産統計、貿易統計

(注)部分肉ベース、国内は去勢牛の価格
国内価格:中央10市場平均、国際価格:CIF平均単価

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
牛肉 38.5%	<ul style="list-style-type: none"> 16年目に最終税率を9%とし、<u>関税撤廃を回避</u> (米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。 16年目までという<u>長期の関税削減期間を確保</u>。 輸入急増に対する<u>セーフガードを措置</u> (関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。

結果分析

- 関税撤廃を回避し、長期の関税削減期間を確保するとともに、セーフガードを措置。
 - 国内産牛肉 (和牛、交雑種、乳用種) のうち、和牛・交雑種牛肉は、品質・価格面で輸入牛肉と差別化されており、競合の度合いは小さいのではないかと見込まれる。
- ↓
- したがって、当面、輸入の急増は見込み難い。
 - 他方、関税の引下げにより、長期的には、米国・豪州等からの輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国内産牛肉全体の価格の下落も懸念される。このため、国内の肉用牛生産について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要。

豚肉

基礎データ

【豚肉】国内生産量 (2013年度)	【豚肉】主な生産地 (生産量シェア) (飼養頭数ベース: 2014年2月1日現在)				
917千トン	鹿児島県 1,372千頭 (14%)	宮崎県 838千頭 (9%)	千葉県 664千頭 (7%)		
【豚肉】 価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)					
年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	677	650	629	713	847
国際価格	525	525	526	529	556
国内生産量	895	894	907	917	875
輸入量	768	803	760	744	816

出典:食肉流通統計、畜産統計、貿易統計 (注)部分肉ベース 国内価格:省令価格(東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値) 国際価格:CIF平均単価

【ハム・ベーコン等】生産量・輸入量の推移 (千トン)					
年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内生産量	505	518	522	534	536
輸入量	210	224	241	254	229

出典:食肉加工品等流通調査、貿易統計 国内生産量:ハム、ベーコン、ソーセージの合計(製品ベース) 輸入量:ハム、ベーコン、ソーセージ、その他豚肉調製品の合計

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
豚肉 (差額関税制度) ・524円/kg < 輸入価格の場合: 4.3% ・524円/kg ≥ 輸入価格の場合: 546.53円/kgと輸入価格の差額 ・64.53円/kg ≥ 輸入価格の場合: 482円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持。 10年目までという長期の関税削減期間を確保。(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。
ハム・ベーコン 差額関税制度 ソーセージ ・10% その他豚肉調製品 ・20%	<ul style="list-style-type: none"> 【ハム・ベーコン】 ・初年度50%削減し、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃。 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。 【ソーセージ、その他豚肉調製品】 ・毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃。

【豚肉】輸入量 (2013年度)	【豚肉】主な輸入先国 (輸入量シェア)		
744千トン	米国 275千トン (37%)	カナダ 142千トン (19%)	デンマーク 117千トン (16%)
【うちTPP参加国511千トン】			

関税率 (国境措置の概要)
【豚肉】(差額関税制度) ・524円/kg < 輸入価格の場合: 4.3% ・524円/kg ≥ 輸入価格の場合: 546.53円と輸入価格の差額 ・64.53円/kg ≥ 輸入価格の場合: 482円/kg 【ハム・ベーコン】(差額関税制度) ・897.59円/kg < 輸入価格の場合: 8.5% ・897.59円/kg ≥ 輸入価格の場合: 614.85-0.6×輸入価格 円/kg 【ソーセージ】・10% 【その他豚肉調製品】・20%

結果分析

- 長期の関税削減期間を確保し、**差額関税制度・分岐点価格を維持**するとともに、**セーフガード**を措置。
 - 差額関税制度が維持されるため、基本的に従来から同制度の下で行われていた**コンビネーション輸入が引き続き行われる**のではないかと想定。
 - 我が国以外の豚肉需要が急激に伸びる中、他の豚肉輸入国との**買い付け競争が激しくなる可能性**。
- ↓
- したがって、**当面、輸入の急増は見込み難い**。
 - 他方、長期的には、従量税の引下げに伴って、低価格部位の一部が**コンビネーションによらず輸入される可能性が否定できず、国内産豚肉の価格の下落も懸念される**。このため、国内の養豚について、**規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要**。
 - ハム・ベーコンについて、**長期の関税削減期間を確保し、セーフガードを措置**。
 - 日本国内で生産される豚肉調製品の主原料は輸入冷凍豚肉。このため、**豚肉調製品の輸入と、輸入冷凍豚肉が置き換わる**関係にあることから、**国産豚肉への影響は限定的と見込まれる**。

乳製品

基礎データ

国内生乳生産量 (2013年度)	主な生産地 (生産量シェア)				
7,447千トン	北海道 3,849千トン(52%)	関東 1,183千トン(16%)	九州 664千トン(9%)		
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)					
年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	558	570	591	600	619
国際価格	1,004	1,063	1,150	1,178	1,208
国内生乳生産量	7,631	7,534	7,607	7,447	7,331
乳製品輸入量	3,538	4,030	4,195	4,057	4,425

(注)国内生産量の内部は、指定団体への販売実績等であり、生産量合計とは合致しない。乳製品輸入量は生乳換算ベース
出典:牛乳乳製品統計等、貿易統計 国内価格:牛乳乳製品取調< 国際価格:CIF価格(貿易統計における平均単価)

輸入量 (2013年度、生乳換算ベース)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
4,057千トン	豪州 1,271千トン(31%)	NZ 983千トン(24%)	EU 664千トン(16%)
【うちTPP参加国3,235千トン】			

品目	関税率		輸入差益	国境措置の概要
	一次税率	二次税率		
バター	国貨: 35% 民貨: 35%	29.8%+985円/kg 29.8%+1,159円/kg	上限806円/kg 上限949円/kg	主要乳製品について、関税割当制度及び国家貿易制度により国内需要への影響を緩和
脱脂粉乳	国貨: 25%、35% 民貨: 無税、25%、35%	996円/kg (学校給食用等) 425円/kg (学校給食用等) 21.3%+396円/kg 29.8%+425円/kg 等	上限304円/kg 上限326円/kg	
ホエイ	国貨: 25%、35% 民貨: 無税、10%、25%、35%	29.8%+425円/kg 29.8%+687円/kg	上限326円/kg 上限552円/kg	
チーズ	国産との抱合せを条件に無税	29.8%	-	

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
脱脂粉乳 25%、35%+マークアップ バター 35%+マークアップ	<ul style="list-style-type: none"> 脱脂粉乳、バターについて、枠外二次税率の関税削減・撤廃は行わず、TPP枠(民間貿易関税割当枠)を設定。 TPP枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内で設定。
ホエイ 25%、35%+マークアップ	<ul style="list-style-type: none"> 脱脂粉乳(たんばく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんばく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保。 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。
チーズ 29.8% 等	<ul style="list-style-type: none"> 日本人の嗜好に合うモッツァレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、長期の経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保。

結果分析

- バター・脱脂粉乳等については、**国家貿易の追加輸入量の範囲内で関税割当(民貨)を設定し、枠外二次税率については、現行の高水準を維持**。
 - ホエイについて、**長期の関税撤廃期間及びセーフガードを措置**。
 - 熟成チーズやクリームチーズ等は**長期の関税撤廃期間を確保**。
 - バター・脱脂粉乳等が無秩序に輸入されることはなく、牛乳も含めた乳製品全体の国内需給への悪影響は回避の見込み。
- ↓
- したがって、**当面、輸入の急増は見込み難い**。
 - 他方、ホエイやチーズの関税撤廃により、長期的には、競合する**国内産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じる**ことにより、**加工原料乳の乳価の下落も懸念される**。このため、国内の酪農について、**規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要**。

鶏肉

基礎データ

国内生産量 (2013年)	主な生産地 (生産量シェア)				
1,459千トン	宮崎県 268千トン (18%)	鹿児島県 260千トン (18%)	岩手県 222千トン (15%)		
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)					
年	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	428	459	382	424	463
国際価格	169	206	183	216	236
国内生産量	1,417	1,378	1,457	1,459	1,494
輸入量	420	472	425	414	475

輸入量 (2013年)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
414千トン 【うちTPP参加国23千トン】	ブラジル 387千トン (93%)	米国 22千トン (5%)	フィリピン 4千トン (1%)
関税率		国境措置の概要	
一次税率 8.5%、11.9%	二次税率 -	-	

出典：食物流通統計(生産量)、貿易統計(輸入量、国際価格)、食鳥市況情報(国内価格)
 注1：国内生産量は、骨付き肉ベース
 注2：輸入量は、鶏肉調整品を含まない
 注3：国内価格は、もも・むね平均卸売価格(東京)
 注4：国際価格は、米国産CIF価格

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
鶏肉 8.5%、11.9%	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、段階的に11年目に関税撤廃。 ただし、冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉(丸鶏及び骨付きもも肉を除く。)については、段階的に6年目に関税撤廃。
鶏肉調製品 6%、21.3%	<ul style="list-style-type: none"> 牛・豚の肉を含むものについては、段階的に11年目に関税撤廃。 その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃(発効時に20%削減)。

結果分析

- 輸入量41万トンのうち大部分(約9割)をブラジルが占めており、TPP参加国からの輸入量は2万トン(約6%)と少量の状況。
 - TPP参加国からの輸入の大宗を冷凍骨付きもも肉が占め、その用途が限られているため国産品との直接的な競合はほとんどない見込み。
 - ブロイラーの生育期間に比して、長期間の関税撤廃期間を確保。
- ↓
- したがって、**TPP合意による影響は限定的と見込まれる。**
 - 他方、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、**国産鶏肉の価格の下落も懸念**されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

鶏卵

基礎データ

国内生産量 (2013年度)	主な生産地 (生産量シェア)				
2,519千トン	茨城県 203千トン (8%)	千葉県 174千トン (7%)	鹿児島県 169千トン (7%)		
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)					
	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	187	196	179	194	222
国際価格	111	106	112	158	173
国内生産量	2,506	2,495	2,502	2,519	2,502
輸入量	114	138	123	124	129

輸入量 (2013年度)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
124千トン 【うちTPP参加国31千トン】	オランダ 28千トン (22%)	イタリア 26千トン (21%)	米国 25千トン (20%)
関税率		国境措置の概要	
一次税率 8.0~21.3%	二次税率 -	-	

出典：鶏卵流通統計(生産量)、貿易統計(輸入量、国際価格)、JA全農たまご(株)(国内価格)
 注1：輸入量は、殻付き換算ベース
 注2：国内価格は、全農東京M卵卸売価格
 注3：国際価格は、全世界平均CIF価格

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
殻付き卵 17%、21.3%	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵・冷凍のものについては、段階的に13年目に関税撤廃(発効時に20%削減し、6年据え置きの後、7年目から段階的に13年目に関税撤廃)。 その他のものについては、段階的に11年目に関税撤廃。
全卵 21.3%、 21.3%又は51円/kg 卵黄 18.8%、 20%又は48円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 全卵粉については、段階的に13年目に関税撤廃(発効時に50%削減し、6年据え置きの後、7年目に25%削減し、6年据え置きの後、13年目に関税撤廃)。 その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃。
卵白 8.0%	<ul style="list-style-type: none"> 即時関税撤廃。

結果分析

- 鶏卵消費量264万トンのうち輸入量は12万トン(5%)と少なく、そのうちTPP参加国からの輸入量は3万トン(1%)のみの状況。
 - TPP参加国からの**輸入鶏卵**のほとんどが、粉卵及び液卵等の加工卵であり、その用途が限られているため国産品との直接的な競合がほとんどない見込み。
 - 採卵鶏の生育期間に比して、長期間の関税撤廃期間を確保。
- ↓
- したがって、**TPP合意による影響は限定的と見込まれる。**
 - 他方、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、**国産鶏卵の価格の下落も懸念**されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

オレンジ

基礎データ

国内生産量 (2013年産)		主な生産地 (生産量シェア)				
895.9千トン (みかん生果)		和歌山 168.9千トン (19%)	愛媛県 137.8千トン (15%)	静岡県 121.8千トン (14%)		
5.9千トン (みかん果汁)		-	-	-		
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)						
		2010	2011	2012	2013	2014
国内価格 (みかん)	生果	214	281	257	233	235
	果汁	-	-	-	-	-
国際価格 (オレンジ)	生果	101	93	97	112	142
	果汁	145	198	206	221	230
国内生産量 (みかん)	生果	786	928	846	896	875
	果汁	4	9	5	6	-
輸入量 (オレンジ)	生果	110	115	130	112	84
	果汁	89	99	92	95	67

輸入量 (2013年)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
111.9千トン (オレンジ生果) 【うちTPP参加国107.8千トン】	米国 74.9千トン(67%)	豪州 32.5千トン (29%)	南アフリカ 4.1千トン (4%)
95.3千トン (オレンジ果汁) 【うちTPP参加国10.3千トン】	ブラジル 67.1千トン(70%)	イスラエル 11.0千トン (12%)	メキシコ 7.8千トン (8%)
関税率		国境措置の概要	
6月から11月 16% 12月から5月 32% (オレンジ生果)		-	
「21.3%」、「25.5%」、「29.8%又は23円/kgのうち高い方」 (オレンジ果汁)		-	

出典:果樹生産出荷統計(みかん(生果))、園芸作物課調べ(果汁)、貿易統計
 ※国内価格は、東京都中央卸売市場普通みかん価格
 ※国際価格は、財務省貿易統計(オレンジ(生果)CIF価格、オレンジ濃縮果汁CIF価格)
 ※2014年の生果国内生産量は、速報値

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
オレンジ (生果) 6月から11月 16% 12月から5月 32%	<ul style="list-style-type: none"> 4月から11月 段階的に6年目に関税撤廃。 12月から3月 初年度に20%削減、3年間据置、その後段階的に8年目に関税撤廃。 (関税削減期間中はセーフガードを措置)
オレンジ (果汁) 「21.3%」、 「25.5%」、 「29.8%又は23円/kg のうちの高い方」	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に6年目又は11年目に関税撤廃。

結果分析

- 国産うんしゅうみかんは、現在、輸入オレンジと約2倍程度の価格差がある中で食味や食べやすさが異なることから、輸入オレンジと差別化が図られている現状。
 - オレンジ果汁の輸入量10万トンのうち7割をブラジルが占めており、TPP参加国からの輸入量は1割程度の状況。
 - 国産みかん果汁は高品質な希少の商材として差別化が図られている現状。
 - 関税の即時撤廃ではなく、段階的に撤廃するとともに、生果については関税削減期間中のセーフガードを措置。
- ↓
- したがって、TPP合意による影響は限定的と見込まれる。
 - 他方、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、国産うんしゅうみかん及び果汁の価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

りんご

基礎データ

国内生産量 (2013年産)		主な生産地 (生産量シェア)				
741.7千トン (生果)		青森県 412.0千トン (56%)	長野県 155.3千トン (21%)	山形県 46.5千トン (6%)		
12.6千トン (果汁)		-	-	-		
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)						
		2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	生果	268	267	323	264	295
	果汁	-	-	-	-	-
国際価格	生果	222	178	212	216	217
	果汁	110	151	163	174	165
国内生産量	生果	787	655	794	742	816
	果汁	17	12	19	13	-
輸入量	生果	0.1	0.1	1.9	2.3	2.6
	果汁	79	84	88	87	89

輸入量 (2013年)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
2.3千トン (生果) 【うちTPP参加国2.3千トン】	NZ 2.3千トン (100%)	-	-
86.9千トン (果汁) 【うちTPP参加国7.0千トン】	中国 63.7千トン (73%)	オーストリア 7.1千トン (8%)	ブラジル 5.7千トン (7%)
関税率		国境措置の概要	
17% (生果)		-	
「19.1%」、「23%」、「29.8%」、「34%又は23円/kgのうち高い方」 (果汁)		-	

出典:園芸作物課調べ(果汁)、果樹生産出荷統計(りんご(生果))、貿易統計
 ※国内価格は、東京都中央卸売市場りんご価格
 ※国際価格は、財務省貿易統計(りんご(生果)CIF価格、りんご濃縮果汁CIF価格)
 ※2014年の生果国内生産量は、速報値

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
りんご (生果) 17%	<ul style="list-style-type: none"> 初年度に25%削減、その後段階的に11年目に関税撤廃。
りんご (果汁) 「19.1%」、 「23%」、 「29.8%」、 「34%又は23円/kgの うちの高い方」	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に8年目又は11年目に関税撤廃。

結果分析

- りんご生果の輸入量は我が国の端境期である夏期にNZからの2千トン程度であり、国内供給量に占める割合は0.3%とごくわずかの状況。
 - りんご果汁の輸入量8.7万トンのうち7割を中国が占めており、TPP参加国からの輸入量は1割程度の状況。
 - 国産りんごは、我が国の主要な輸出品目であり、品質面で国際的に高い競争力を有している現状。
 - 国産りんご果汁は高品質な希少な商材として差別化が図られている現状。
 - 関税の即時撤廃ではなく、段階的に撤廃。
- ↓
- したがって、TPP合意による影響は限定的と見込まれる。
 - 他方、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、国産りんご及び果汁の価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

たまねぎ

基礎データ

国内生産量 (2013年産)	主な生産地 (生産量シェア)			輸入量 (2013年)	主な輸入先国 (輸入量シェア)			
1,068.0千トン	北海道 580.2千トン (54%)	佐賀県 157.8千トン (15%)	兵庫県 88.4千トン (8%)	302.2千トン 【うちTPP参加国 44.0千トン】	中国 254.2千トン (84%)	米国 30.2千トン (10%)	NZ 8.2千トン (3%)	
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)					関税率			国境措置の概要
	2010	2011	2012	2013	2014			
国内価格	129	102	103	95	119			
国際価格	42	38	42	55	49			
国内生産量	1,042	1,070	1,098	1,068	1,169			
輸入量	339	373	342	302	350			
						課税価格が1kgにつき67円以下のもの	8.5%	-
						課税価格が1kgにつき67円を超え73円70銭以下のもの	「8.5%」又は「73.70円/kg - (課税価格) /kg」	
						課税価格が1kgにつき73円70銭を超えるもの	無税	

(注1) 国内価格は、東京都中央卸売市場市場統計情報の国産品価格
(注2) 国際価格は、財務省貿易統計のたまねぎのCIF価格。
(注3) 2014年の国内生産量は速報値。

出典：貿易統計(財務省)、生産出荷統計(農林水産省)等

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
課税価格が1kgにつき67円以下のもの	・ 段階的に6年目に関税撤廃
課税価格が1kgにつき67円を超え73円70銭以下のもの	
課税価格が1kgにつき73円70銭を超えるもの	

結果分析

- たまねぎの輸入量は約30万トンで、うち8割以上はTPP不参加国である中国からの輸入であり、TPP参加国の米国、ニュージーランド等からの輸入は1割程度。
 - 輸入野菜については、**95%が加工・業務用**に使用され、**国産品とは用途の差別化が図られている現状**。
 - TPP参加国の米国からの輸入は、国産や中国産が不作の際に輸入されるもので、恒常的ではなく、NZからの輸入は、国内産地の端境期での輸入で限定的な状況。
 - 国産の加工・業務用たまねぎ**については、近年、機械化一貫体系や作柄安定技術の導入による**輸入品からのシェア奪還に向けた取組を推進**。
 - 関税の即時撤廃ではなく、段階的に撤廃。
- ↓
- したがって、**TPP合意による影響は限定的と見込まれる**。
 - 他方、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、**国産たまねぎの価格の下落も懸念**されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

かぼちゃ

基礎データ

国内生産量 (2013年産)	主な生産地 (生産量シェア)			輸入量 (2013年)	主な輸入先国 (輸入量シェア)			
211.8千トン	北海道 105.7千トン (50%)	鹿児島 10.8千トン (5%)	茨城 8.4千トン (4%)	105.3千トン 【うちTPP参加国 100.5千トン】	NZ 53.1千トン (50%)	メキシコ 47.4千トン(45%)	ニュージーランド 2.5千トン (2%)	
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・千トン)					関税率			国境措置の概要
	2010	2011	2012	2013	2014			
国内価格	186	193	149	186	217			
国際価格	78	70	73	79	91			
国内生産量	221	209	227	212	200			
輸入量	106	115	125	105	99			
						3%		

(注1) 国内価格は、東京都中央卸売市場市場統計情報の国産品価格
(注2) 国際価格は、財務省貿易統計のかぼちゃのCIF価格。
(注3) 2014年の国内生産量は速報値。

出典：貿易統計(財務省)、生産出荷統計(農林水産省)等

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
かぼちゃ (生鮮) 3%	・ 即時関税撤廃。

結果分析

- 輸入量の9割超をTPP参加国が占める状況にあるが、国産かぼちゃは、6月～11月を中心に出回る。一方、メキシコ産は12月～1月、ニュージーランド産は1月～5月、を中心に輸入され、**国産との時期的な棲み分けがされている現状**。
 - また、関税率は3%と低率。
- ↓
- したがって、**TPP合意による影響は限定的と見込まれる**。
 - 他方、関税撤廃により、長期的には、**国産かぼちゃの価格の下落も懸念**されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

合板等

基礎データ

国内生産量 (2013年)	主な生産地			輸入量 (2013年)	主な輸入先国 (輸入量シェア)			
5,112千㎡	-	-	-	4,314千㎡ 【うちTPP参加国1,774千㎡】	マレーシア 1,612千㎡ (37%)	インドネシア 1,093千㎡ (25%)	中国 897千㎡ (21%)	
価格・生産量・輸入量の推移 (百円/㎡・千㎡)					関税率		国境措置の概要	
年	2010	2011	2012	2013	2014	1次税率 3.9、6、8.5、10%	二次税率 -	-
国産品価格	282	408	481	390	493			
輸入品価格	428	473	488	483	654			
国内生産量	4,747	4,644	4,713	5,112	4,953			
輸入量	3,821	4,481	4,321	4,314	4,327			

出典：木材需給報告書(農林水産省)、貿易統計(財務省)、木材建材ウイクリー、日本集成材工業協同組合調
※国産品価格及び輸入品価格は、構造用合板(各年1月時点)。国内生産量は合板及び集成材の計。

交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
合板 10%、8.5%(熱帯木材14種)、6%(その他熱帯木材、広葉樹、針葉樹)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいものについては、16年目までの長期の関税撤廃期間+セーフガード。 マレーシア：熱帯木材14種合板、その他熱帯木材合板、広葉樹合板 ベトナム：広葉樹合板、その他熱帯木材合板(一部)、針葉樹合板(一部) カナダ、NZ、チリ：針葉樹合板 上記以外のものについては、11年目までの関税撤廃。

結果分析

- 輸入量4,314千㎡のうち約4割をマレーシア等TPP参加国が占める状況。
 - 国産品はこれら輸入品との厳しい競争関係。
 - 他方、現在の関税率が10%以下となっている中で、合板と競合・代替するOSB、PBを含め、**長期間の関税撤廃期間を設けるとともにセーフガードを措置**。
- ↓
- したがって、**TPP合意による影響は限定的と見込まれる**。
 - 他方、長期的には、**国産材の価格の下落も懸念**されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

あじ

基礎データ

国内生産量 (2013年)	主な生産地 (生産量シェア)			輸入量 (2013年)	主な輸入先国 (輸入量シェア)			
17.5万トン	長崎県 5.2万トン (29%)	島根県 3.9万トン (22%)	福岡県 0.8万トン (5%)	2.5万トン 【うちTPP参加国0.3万トン】	オランダ 0.9万トン (36%)	韓国 0.4万トン (9%)	ノルウェー 0.3万トン (12%)	
価格・生産量・輸入量の推移 (円/kg・万トン)					関税率		国境措置の概要	
	2010	2011	2012	2013	2014	1次税率 10%	二次税率 -	-
国産品価格	178	181	204	194	193			
輸入品価格	142	146	158	197	206			
国内生産量	18.5	19.3	15.8	17.5	16.5(※)			
輸入量	4.0	3.2	3.6	2.5	2.8			

出典：漁業・養殖業生産統計(農林水産省)、水産物流通調査(水産庁)、貿易統計(財務省)
(※)は概数値。輸入品価格は、CIF平均単価(貿易統計)。

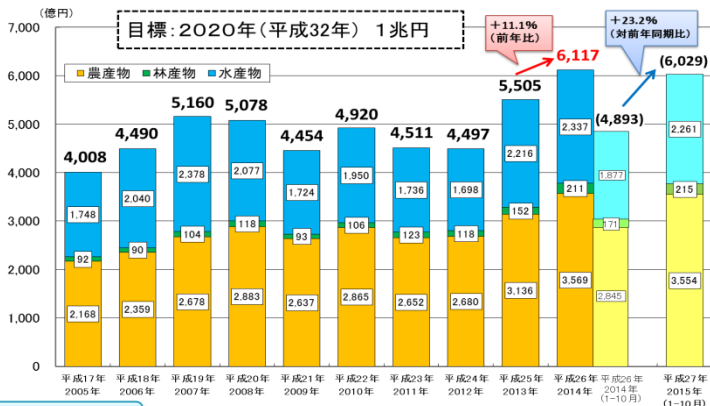
交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容
あじ 10%	<ul style="list-style-type: none"> (米国以外) 段階的に16年目に関税撤廃。 (米国) 段階的に12年目に関税撤廃、ただし8年間現行税率を維持。(10%→0%)

結果分析

- TPP交渉参加国からの輸入量は約0.3万トンと少なく、国内生産量(約17.5万トン)の1/50程度。
 - 現在の関税率が10%である中で、10年を超える長期での段階的な関税撤廃。
- ↓
- したがって、**TPP合意による影響は限定的と見込まれる**。
 - 他方、長期的には、**国産価格の下落も懸念**されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

我が国の農林水産物・食品の輸出額の推移



我が国の農林水産物・食品のTPP参加国への輸出額の割合(2014年)

輸出先国	輸出額(億円)	割合	主な輸出品目
TPP参加国計	1,898	27.7%	—
米国	932	15.2%	ホタテ、ぶり、ソース混合調味料、日本酒、真珠
ベトナム	292	4.8%	ホタテ、種木、さば、かつお・まぐろ類、いか
シンガポール	189	3.1%	小麦粉、ソース混合調味料、菓子、緑茶、牛肉
豪州	94	1.5%	清涼飲料水、ソース混合調味料、醤油、ホタテ、ビール
カナダ	74	1.2%	ごま油、セラチン、みかん、ソース混合調味料、さば
マレーシア	68	1.1%	さば、ソース混合調味料、いわし、配合飼料、たばこ
NZ・メキシコ・チリ・ペルー・ブルネイ計	45	0.7%	たら、播種用の種等、魚油、メントール、ソース混合調味料
TPP参加国以外	4,421	72.3%	—
香港	1,343	22.0%	真珠、乾燥なまこ、たばこ、菓子、小麦粉
台湾	837	13.7%	たばこ、りんご、さんご、ソース混合調味料、豚の皮
中国	622	10.2%	ホタテ、さけ・ます、丸太、すげとうたら、種木等
韓国	409	6.7%	ビール、ホタテ、ソース混合調味料、丸太、配合飼料
EU	332	5.4%	播種用の種等、ソース混合調味料、ホタテ、醤油、緑茶
その他	879	14.4%	—
輸出先計	6,117	100.0%	—

結果分析

- 牛肉、水産物、コメ、日本酒、茶、青果物等、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目(※)の全てで関税撤廃。
 例)・牛肉: 米国で、15年目で関税撤廃されるまでの間、現行の輸出実績約150トンの20~40倍に相当する数量(1年目3,000トン→14年目6,250トン)の無税枠を設定
 ・水産物: 近年輸出の伸びが著しいベトナムで、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時関税撤廃
 ・日本酒: 輸出額の多い北米(世界全体の約40%)で即時関税撤廃
 ・りんご: 本年9月に輸出が解禁されたベトナムで、3年目関税撤廃
 ・味噌・醤油: 日本食レストラン数が大きく増えているTPP諸国(注)で、即時~6年目関税撤廃
 【注: TPP11カ国の合計 19,987店(2013年) → 29,605店(2015年)(1.5倍)】
 ・チョコレート: 近年輸出が大きく増加している米国(2014年6億円、前年比43%増)で即時~20年目、ベトナム(2014年1億円、前年比267%増)で5~7年目の関税撤廃
 ・切り花: 最大の輸出先国の米国(世界全体の約30%)及び新興市場として今後輸出拡大を狙うカナダで即時関税撤廃
- 対世界輸出額の約3割を占める重要な市場であるTPP諸国で、更なる輸出拡大が期待。また、調味料を含む和食関連品目の関税撤廃により、和食の普及との相乗効果による輸出拡大の好機もとらえ、更なる輸出促進の取組を強化。
- 他方、市場アクセス以外の輸出環境課題(動植物検疫、放射性物質に係る輸入規制、食品安全基準等)の解決に向けた取組も必要。
 ※重点品目: 水産物、加工食品、コメ・コメ加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶

主な品目の交渉結果と輸出の現状

資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

品目	国	市場アクセス		2014年輸出額(百万円)		TPP/世界	主なTPP参加国の輸出先
		現行[EPA税率]	交渉結果	世界	TPP		
コメ	米国	1.4セント/kg	5年目撤廃	1,428	498	35%	シンガポール、豪州、米国
牛肉	米国	枠外26.4% 枠内(200トン、4.4セント/kg)	15年目撤廃 (無税枠: 3,000トン(1年目)→6,250トン(14年目))	8,173	2,150	26%	米国、シンガポール
	カナダ	26.5%	6年目撤廃				
	メキシコ	枠外20~25% 枠内[6,000トン、2.0~2.5%]	10年目撤廃				
豚肉	ベトナム	15%又は27%[16.875%]	8又は10年目撤廃	680	85	12%	シンガポール、ベトナム
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃	22,708	11,647	51%	米国、ベトナム、カナダ
味噌	米国	6.4%	5年目撤廃	2,515	1,140	45%	米国、シンガポール、豪州
	ベトナム	20%	5年目撤廃				
醤油	米国	3%	5年目撤廃	5,176	1,955	38%	米国、豪州、NZ
	ベトナム	30%[16.4%]	6年目撤廃				
りんご	ベトナム	15%[7.3%]	3年目撤廃	8,642	65	1%	シンガポール、マレーシア
なし	米国	無税又は0.3セント/kg	即時撤廃	538	39	7%	米国、シンガポール、マレーシア
	カナダ	無税又は2.81セント/kg(ただし10.5%以上)	即時撤廃				
茶	ベトナム	40%[22.5%]	4年目撤廃	7,799	4,877	63%	米国、シンガポール、カナダ
日本酒 (財務省所管物資)	米国	3セント/リットル	即時撤廃	11,507	5,596	49%	米国、シンガポール、カナダ
	カナダ	2.82~12.95セント/リットル	即時撤廃				
	ベトナム	59%[23.6%]	3年目撤廃				
焼酎 (財務省所管物資)	カナダ	12.28セント/リットル(無水エチルアルコール)	即時撤廃	1,601	540	34%	米国、シンガポール、ベトナム
チョコレート	米国	2%~(52.8セント/kg+ 8.5%)	即時~20年目撤廃	7,654	1,561	20%	シンガポール、米国、ベトナム
	ベトナム	13~25%	5~7年目撤廃				
切り花	米国	3.2%~6.8%	即時撤廃	341	117	34%	米国、シンガポール、ベトナム
	カナダ	無税~16%	即時撤廃				

Ⅲ 総合的なTPP関連政策大綱

- 世界のGDPの約4割（3,100兆円）という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出される。TPPはアベノミクスの「成長戦略の切り札」となるもの。
- 本政策大綱は、TPPの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの。
- 本大綱に掲げた主要施策については、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。
- 本大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。

新輸出大国

<TPPの活用促進>

1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

- TPPの普及、啓発
- 中堅・中小企業等のための相談窓口の整備

2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
- インフラシステムの輸出促進
- 海外展開先のビジネス環境整備

グローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）

<TPPを通じた「強い経済」の実現>

1 TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- 対内投資活性化の促進

2 地域の「稼ぐ力」強化

- 地域のに関する情報発信
- 地域リソースの結集・ブランド化

<食の安全、知的財産>

- 輸入食品監視指導體制強化、原料原産地表示
- 特許、商標、著作権関係について必要な措置
- 著作物等の利用円滑化等

農政新時代

<農林水産業>

1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

農林水産分野の対策の財源については、TPP協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

農政新時代

○ 生産者の持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していく

①生産者の不安の払拭

農林水産業・農山漁村の維持発展に貢献している生産者の不安を払拭し、希望を持って経営できるようにする。

②成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮

輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

③夢と希望の持てる農政新時代を創造

未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にし、生産者の努力では対応できない分野の環境を整備。

経営安定・安定供給のための備え

生産者の不安を払拭するため

- ・米
政府備蓄米の運営の見直し
- ・麦
経営所得安定対策の着実な実施
- ・牛肉・豚肉、乳製品
牛マルキン及び豚マルキンの法制化
牛・豚マルキンの補填率の引上げ
豚マルキンの在庫負担水準の引上げ 等
- ・甘味資源作物
加糖調製品の調整金の対象化

攻めの農林水産業への転換

成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮するため

- ・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- ・国産競争力のある産地イノベーションの促進
- ・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- ・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- ・合板・製材の国際競争力の強化
- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- ・消費者との連携強化
- ・規制改革・税制改正

検討の継続項目

夢と希望の持てる農政新時代を創造するため

- ・農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し
- ・戦略的輸出体制の整備
- ・原料原産地表示 など

攻めの農林水産業への転換

○ 農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする対策を集中的に実施

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現

国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力を強化

畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力を強化

高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進

合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大

持続可能な収益性の高い操業体制への転換

浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を推進

消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する

規制改革・税制改正

攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方の検証・実行

1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

※ 金額は平成27年度補正予算の額(概算決定)

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現します。

① 意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入 【53億円】

意欲ある農業者の経営発展を促進する農業用機械・施設の導入を支援します。

○担い手確保・経営強化支援事業

対象者

適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構を活用している地区（又は活用することが確実な地区）において売上高の拡大や経営コストの縮減などに意欲的に取り組む地域の担い手

※ 人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定新規就農者若しくは集落営農組織であること又は農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者であること

補助対象

農業用機械、農業用ハウス等施設の導入

補助率

事業費の1/2以内

（1経営体当たり法人：3,000万円、個人：1,500万円を上限に配分）



② 無利子化等の金融支援措置の充実 【110億円】

意欲ある農業者の経営発展、産地の収益力向上等を後押しするための実質無利子化、無担保・無保証人化を措置するとともに、意欲ある農業法人に対する出資を通じた支援を実施します。

○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）の実質無利子化措置等 【100億円】（基金化）

新たに攻めの経営展開に取り組む人・農地プランの中心経営体等に対し、以下の支援を措置

① 貸付当初5年間実質無利子（融資枠：1,000億円）

② 実質無担保・無保証人（融資枠：200億円）

《スーパーL資金の概要》

- ・ 使 途：施設整備（農地取得を含む。）、長期運転資金等
- ・ 借入期間：25年以内（うち据置期間10年以内）
- ・ 借入限度：個人 3億円（複数部門経営等は6億円）
法人 10億円（常時従事者数に応じ20億円）

○ 農業法人に対する投資 【10億円】

新たに攻めの経営展開に取り組む農業法人に対する出資による支援

《投資育成事業の概要》

- ・ 投資主体：日本公庫、地銀等が出資する投資事業有限責任組合等
- ・ 出資限度：出資後の総発行株式・持分の2分の1以内
- ・ 投資期間：10～15年

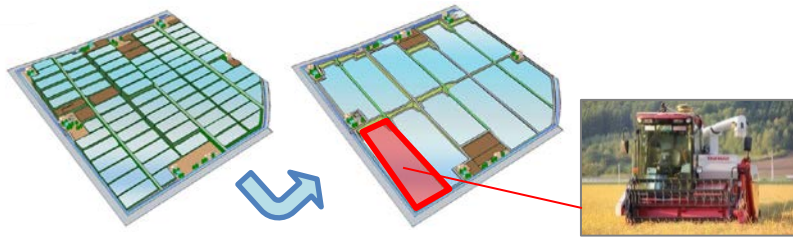
次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

③ 農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化 【370億円】

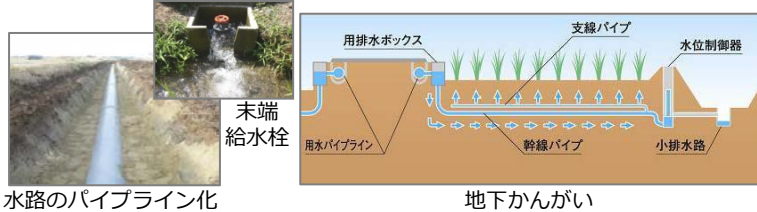
担い手の米の生産コストを大幅に削減するため、農地の大区画化・排水対策と水管理の省力化のための整備を一体的に推進します。

<整備のイメージ>

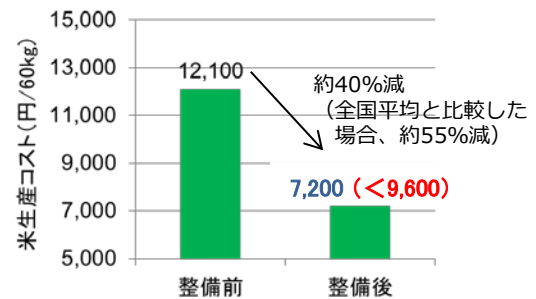
- 大型農業機械の導入が可能な大区画のほ場を整備



- 水管理の省力化を可能とするパイプライン化、地下かんがいを整備



<効果 米の生産コストの低減 (円/60kg)>



※ 対象地区：
平均経営規模15ha程度以上かつ1ha程度以上の大区画で実施した地区（H22～24年度完了地区）
※ 「日本再興戦略」における担い手の米生産コスト削減目標
16,000円/60kg(23年産米全国平均)
→ **9,600円/60kg**

実施主体 国、都道府県

負担率・補助率 2/3、50% 等

④ 中山間地域等における担い手の収益力の向上 【10億円】

中山間地域等において、担い手の収益力の向上を図るため、経営の規模拡大や高収益作物の導入等を図る担い手の取組を支援します。



地域特性に応じた収益力向上計画を策定

- 農地の集積（経営規模の拡大）
- 高収益作物の導入（営農計画の転換）
- 作物等の高付加価値化（農産物のブランド化等）

対象者

・農地中間管理機構等から新たに農地を借り受け、収益力の向上を図る担い手
・収益性の高い作物の導入等を図る担い手

対象地域

中山間地域等（特定農山村法等、地域振興8法で指定された地域）

補助率

定額(5万円/10a以内)

国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力強化を図ります。

① 産地パワーアップ事業の創設【505億円】（基金化）

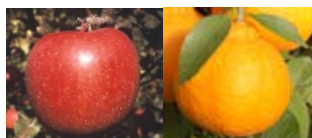
地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む平場・中山間地域などの産地に対し、**全ての農作物を対象として総合的に支援**します。この際、取組の面的拡大を図る産地等が**戦略的に事業を活用できるよう、複数年・複数品目にわたる事業計画も支援対象**とします。

・ICTを活用した高性能機械の導入により、高効率な水田・畑作農業に取り組む事例



【GPS自動操舵システムの導入】

・競争力のある品種の改植や、新たな園芸団地の形成により、高収益作物・栽培体系への転換に取り組む事例



【競争力のある品種】
（写真：ふじ、デコポン）



【トマト団地の形成】

対象者

地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられる農業者、農業者団体

補助対象

- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入
- ② 穀類遠赤外線乾燥機や果樹の非破壊検査機等の施設導入
- ③ 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入
- ④ 果樹の競争力のある品種について、同一品種での改植 等

補助率

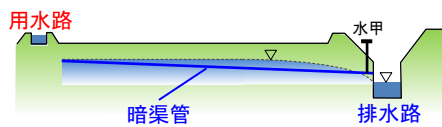
施設整備は1/2以内、農業機械のリース導入は本体価格の1/2以内 等

② 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化【406億円】

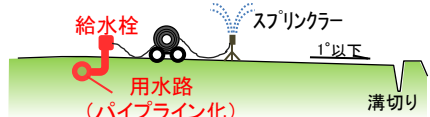
高収益作物を中心とした営農体系への転換を図るため、平場・中山間地域などにおける**水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化**を推進します。

(1) 水田の畑地化の例

【整備前】

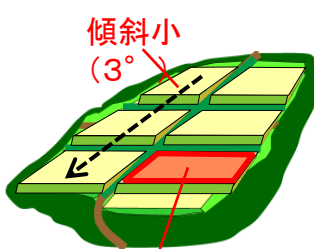


【整備後】



用水路をパイプライン化することにより、スプリンクラーや点滴かんがい等の高度な水管理が可能。

(2) 畑地・樹園地の高機能化の例



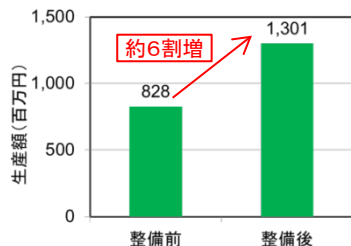
50a程度以上で整備



大区画化に伴う大型機械の導入



畑地かんがいの導入（点滴かんがい）
生産額の増加（ぶどう・茶等）



（資料）国営地区事業計画書から試算

実施主体

国、都道府県

負担率・補助率

2/3、50% 等

③ 新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発

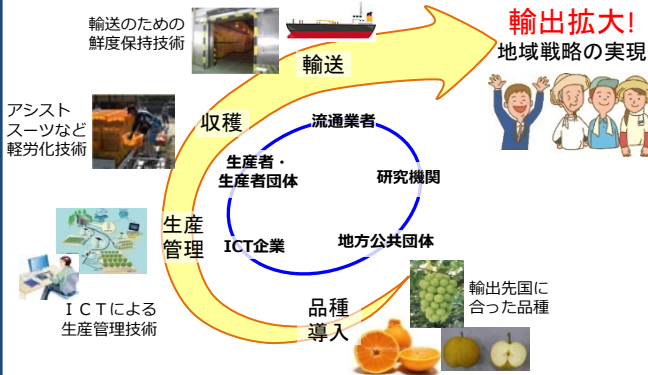
○革新的技術開発・緊急展開事業

【100億円】

(1) 地域の競争力強化のための革新的技術体系の確立支援

先進技術を組み合わせ、生産現場に導入可能な革新的な技術体系の確立

(例) 地域戦略(果実の輸出拡大)の実現に向けた実証研究



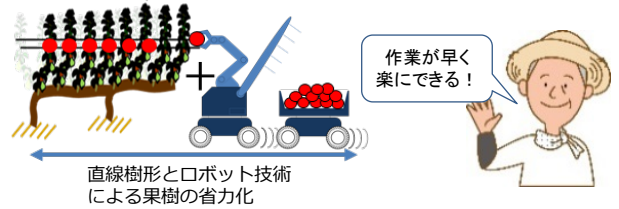
(2) 次世代の先導的な技術開発

新たな需要を生み出す国産ブランド品種の開発



赤果肉りんごの
セミドライフルーツ

ロボット技術等を活用した生産性の限界を打破する新たな生産体系の開発

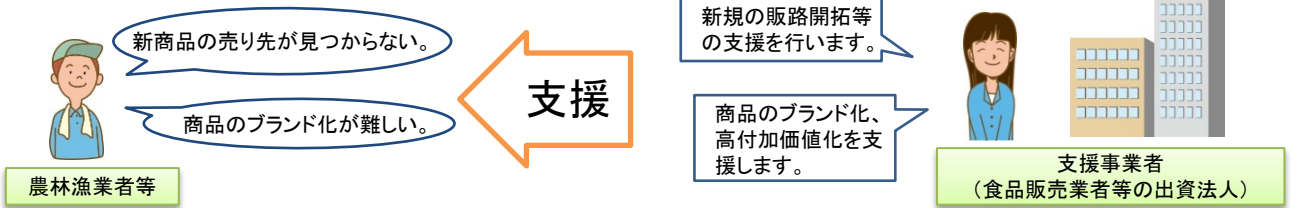


実施主体 (研) 農業・食品産業技術総合研究機構

補助率 定額

④ 農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用

6次産業化に取り組む農林漁業者等の国内外の販路開拓等を支援する事業者を新たに株式会社農林漁業成長産業化支援機構の出資対象に追加します。



農林漁業者等

支援事業者
(食品販売業者等の出資法人)

⑤ 製粉工場・製糖工場等の再編整備 【46億円の内数】

農産物の流通に必須となる加工施設のコスト削減を図るため、製粉工場・製糖工場等の再編合理化を支援します。

○加工施設再編等緊急対策事業

実施主体 製粉企業、精製糖企業 等

補助率 定額、1/2以内



製粉施設



精製糖工場

畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ります。

① 畜産クラスター事業の拡充【610億円】（基金化）

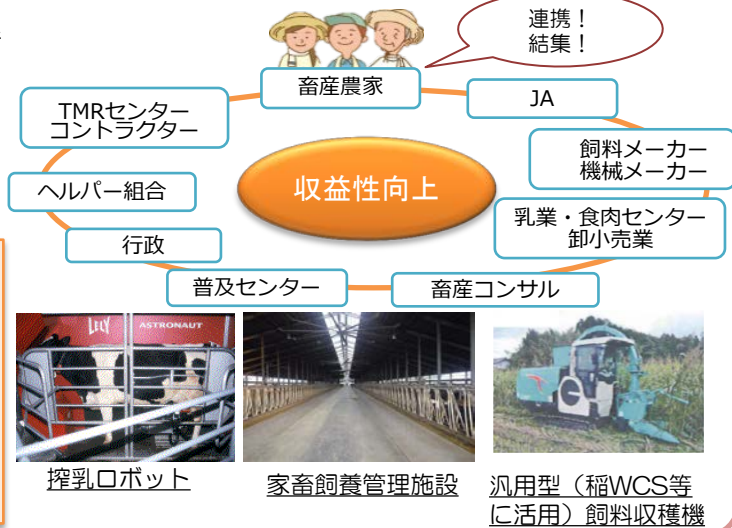
畜産クラスター計画を策定した平場・中山間地域など地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入、施設整備、家畜導入を支援します。また、基金化により弾力的な運用を行います。

○畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

- 補助率** 1 / 2 以内、定額
- 支援対象者** 個別経営体、法人等

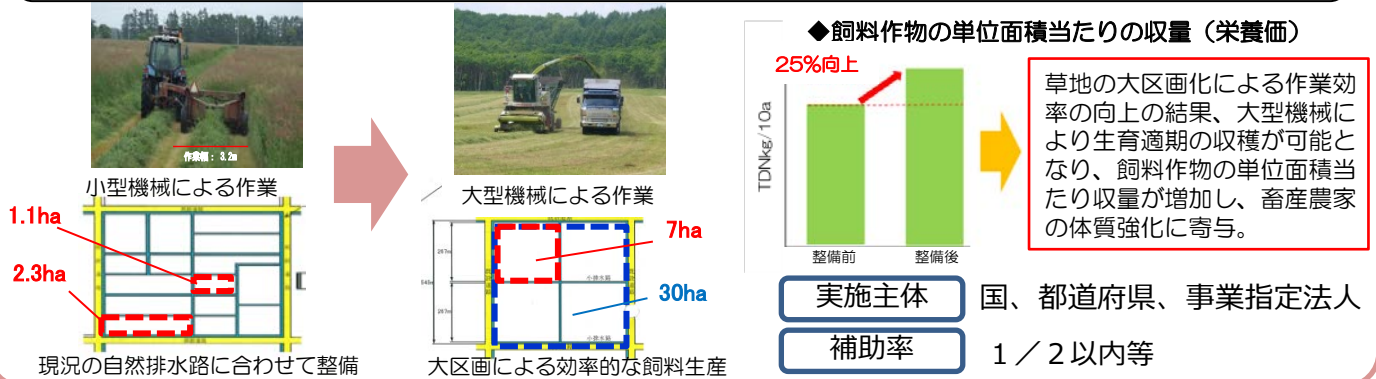
拡充のポイント

- 基金化により複数年度の事業実施を含めて弾力的な運用が可能に
- 家畜導入の支援を新規就農の場合に加え、地域的な規模拡大（貸付方式の施設整備）の場合にも拡大
- 地域での連携をコーディネートする人材育成を新たに支援



② 畜産クラスターの取組を後押しする草地整備【164億円】

地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、大型機械化体系に対応した草地の大区画化等の基盤整備を支援します。



③ 和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上【30億円】（基金化）

和牛受精卵・性判別精液の活用、優良な純粋種豚・精液の導入等を支援します。

○畜産・酪農生産力強化対策事業

- 和牛受精卵の活用、発情発見装置・分娩監視装置等の導入
- 性判別精液・受精卵の活用
- 優良な純粋種豚・精液の導入等



④ 畜産物のブランド化等の高付加価値化 【100億円の内数】

旨み成分の評価指標やそれに基づく和牛の改良技術など、国の主導で次世代の技術体系を生み出す研究開発を実施します。

○革新的技術開発・緊急展開事業

実施主体 (研)農業・食品産業技術総合研究機構



さしに加えて新たな旨み成分の評価指標を開発

旨み成分に富む和牛の改良技術を開発

⑤ 自給飼料の一層の生産拡大 【7億円】

自給飼料の生産拡大の障害となっている難防除雑草の駆除による草地改良等の取組を支援します。

○草地難防除雑草駆除等緊急対策事業

- (1) 高位生産草地への転換や駆除対策の活用・普及等
- (2) 利用率の低下した公共牧場等における草地の有効活用

実施主体 民間団体 **補助率** 1 / 2 以内 等

<難防除雑草>



ギシギシ

シハムギ

⑥ 畜産農家の既往負債の軽減対策 【20億円】 (基金化)

意欲ある畜産農家の経営改善を支援するため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を創設します。

○畜産経営体質強化支援資金融通事業

対象者 畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

- 貸付条件**
- ・ 償還期限 : 酪農及び肉用牛25年以内 (うち据置期間5年以内)
養豚15年以内 (うち据置期間5年以内)
 - ・ 貸付利率 : 0.7%以内 (貸付当初5年間は無利子)
 - ・ 利子補給率 : 1.01% ※貸付利率及び利子補給率はH27.11.20現在

融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

⑦ 家畜防疫体制の強化

家畜保健衛生所による飼養衛生管理・農場消毒に係る指導を徹底します。

実施主体 都道府県、民間団体等 **補助率** 1/2 等

⑧ 食肉処理施設・乳業工場の再編整備の推進 【46億円の内数】

食肉処理施設の施設統合、乳業工場の製造ラインの転換の取組を支援します。

○加工施設再編等緊急対策事業

実施主体 食肉処理業者、乳業者等

補助率 1 / 2 以内等



食肉処理施設

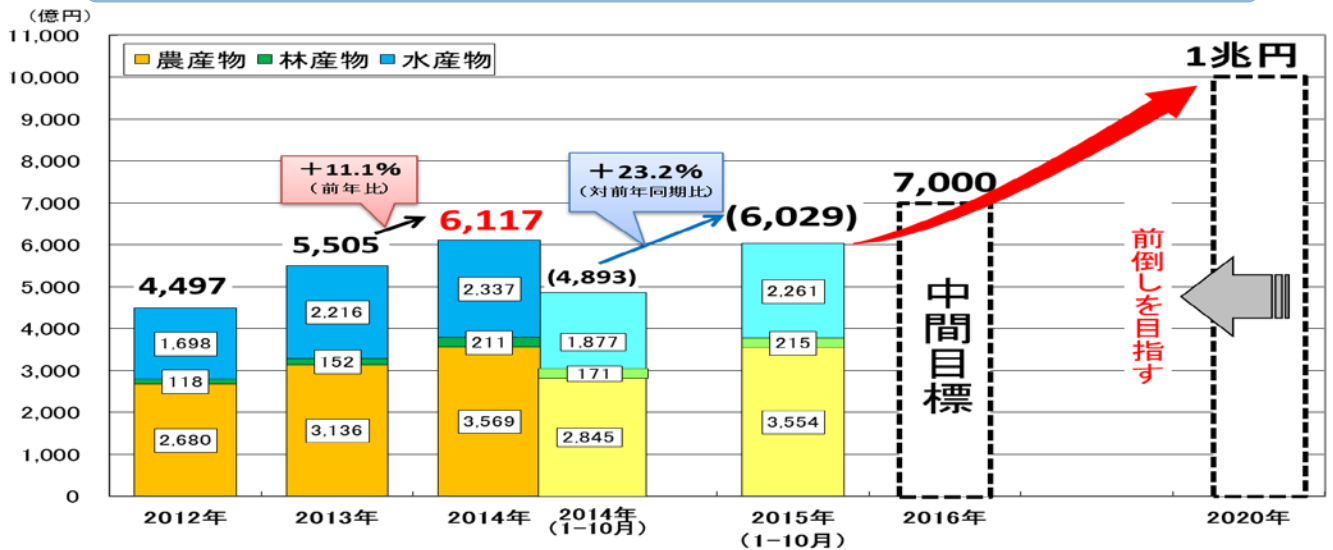


生クリーム貯蔵タンク

高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進します。

輸出目標「2020年1兆円」の前倒しを目指す



① 重点品目毎の輸出促進対策

○ 品目別対策 【85億円】

- 米**
- 共同での精米・燻蒸、包装米飯の輸出等新たなビジネスモデル構築の取組の実証
 - 現地ニーズに合った日本産米・米加工品フェアの開催、PRコンテンツの充実
 - 米輸出拡大のための実践的調査



- 畜産物**
- モモ肉・バラ肉等の輸出体制の整備
 - 牛乳乳製品の冷凍・輸送技術の実証
 - 日本産畜産物フェアの開催



- 青果物**
- 植物検疫条件に対応するための表面殺菌処理機材等の整備
 - 輸出先国の残留農薬基準に対応するための防除暦の作成
 - 低温貯蔵・輸送技術の実証



- 茶**
- 新たな抹茶加工技術の実証
 - 輸出先国での残留農薬基準の設定



- 林産物**
- 日本の加工技術を活かした木材製品仕様の作成
 - 輸出先国での木材製品の展示



- 水産物**
- 大規模な拠点漁港における共同利用施設等の一体的整備、HACCP対応のための加工施設、関係機器の整備
 - 日本産水産物フェアの開催



○ 日本食魅力発信 【3億円】

- 海外メディアの活用
- 料理講習会等のプロモーション活動
- 海外消費者の意識購買行動実態調査
- 分析



○ 農畜産物輸出拡大施設整備事業 【43億円】

- 高度な衛生基準を満たすHACCP対応の施設の整備
- 輸出先国のニーズに対応した加工処理施設の整備
- コールドチェーンシステムの確保に資する低温保管施設の整備



HACCP対応することにより輸出先の衛生基準に対応



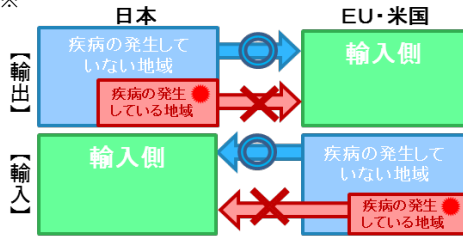
低温管理することによりコールドチェーンシステムを確立

② 輸出阻害要因の解消

○ 戦略的な動植物検疫協議の推進

- ・ 輸出戦略実行委員会で重点対象とされた国・品目について、二国間協議
- ・ 家畜疾病の発生に係る動物検疫システムの相互認証協議※

※ 口蹄疫等の疾病が発生した場合に、輸入停止地域を発生地域に相互に限定し合う仕組み



○ ジャパンスタンダードの海外発信 【0.1億円】

日本の食品産業や農業で使いやすく、かつ国際的に通用する日本発の、

- ① HACCPをベースとした食品安全管理規格
 - ② 輸出用GAP
- を戦略的に策定し、国内外に普及

③ 地域の収益力強化

○ 産地と外食・中食等が連携した新商品開発 【36億円】

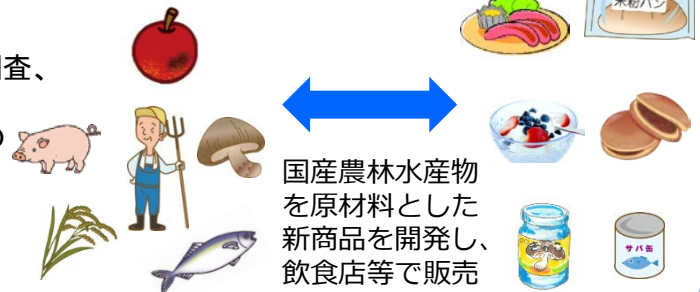
産地と複数年契約をする外食・中食・加工業者による国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援します。

○外食産業等と連携した需要拡大対策事業

対象者 産地(生産者、生産者団体等)と複数年契約を締結する外食業者等

- 支援内容**
- ① 新商品の開発のためのニーズ調査、新商品の開発に必要な試作費
 - ② 新商品の開発に必要な機械等の開発・改良等を支援

補助率 定額、1/2以内



○ 訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進 【4億円】

広域観光周遊ルート上の農山漁村地域における農産物直売所など外国人旅行者の受入体制を整備します。

事業主体 市町村等

- 支援内容**
- ① 外国人が農林水産物を購入しやすい環境整備
販売戦略の策定、販売施設におけるWi-Fi環境構築、多言語標示板の設置等を支援
 - ② 販売施設等の整備
訪日外国人への農林水産物販売を促進するために必要な農産物直売所等の整備を支援

補助率 ① 定額 ② 事業費の1/2



広域観光周遊ルート



農産物直売所



直売所に併設する地域食材加工施設

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大します。

① 合板・製材生産性強化対策事業 【290億円】（基金化）

対象者

「体質強化計画」に沿って事業を行おうとする林業・木材産業等関係者

支援内容

大規模・高効率の木材加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備等を支援

実施主体

民間団体等

補助率

定額（1／2以内等）



② 違法伐採緊急対策事業 【2億円】

合法木材の利用促進や違法伐採に係る現地情報の収集など対策の充実を図ります。

対象者

違法伐採対策として合法木材の利用促進に取り組む団体

支援内容

1. ワークショップ、セミナーの開催、各種広報の取組を支援
2. 生産国における木材流通実態や輸入事業者等が行う合法性のリスク評価に係る取組実態の把握

セミナーの開催

実施主体

民間団体等

補助率

定額、委託



生産国における木材流通実態の把握

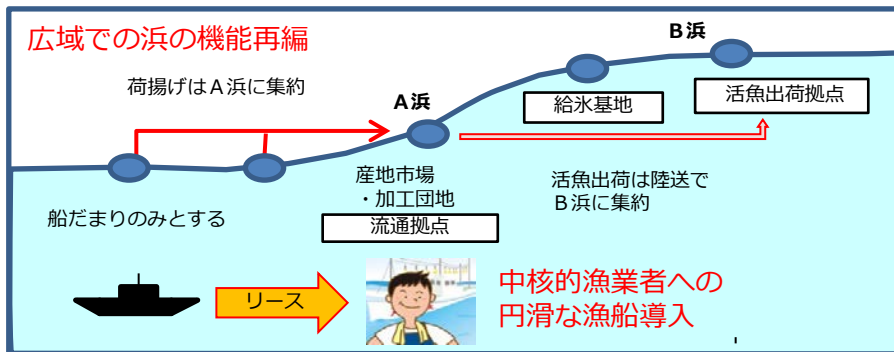
浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図ります。

水産業競争力強化緊急事業【225億円】（基金化）

（補助率：1／2、定額 事業実施主体：民間団体）

広域浜プラン（浜の活力再生広域プラン・漁船漁業構造改革広域プラン）

◆広域な漁村地域が連携して取り組む浜の機能再編や中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革を推進



- プランに基づく収入向上・コスト削減の実証的取組（養殖用生餌安定供給、操業における共同作業・資材の共同利用等）への支援

＜プランに基づき以下の事業を実施＞

①水産業競争力強化緊急施設整備事業

高鮮度化、産地市場統廃合等による共同利用施設の新設・改築、既存施設の撤去を支援

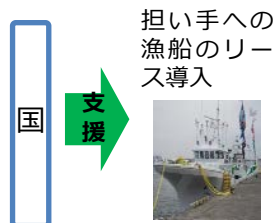
（補助対象施設例）

水産加工処理施設 産地市場



②浜の担い手漁船リース緊急事業

「浜の活力再生広域プラン」に基づき、中核的漁業者への必要な漁船のリース導入を支援



③漁船漁業構造改革緊急事業

「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき、中核的漁業者への国際水準に見合った漁船の導入を支援



④競争力強化型機器等導入緊急対策事業

生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援



自己負担部分に係る融資について実質無利子化等を措置

※ 「水産物輸出拡大緊急対策事業」にて、今後輸出拡大が見込まれる大規模な拠点漁港における荷さばき所、冷凍冷蔵・集荷施設等の一体的な整備、輸出先国のHACCP対応のための水産加工・流通施設の改修、品質・衛生条件への適合に必要な機器整備等を支援。

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。

① 大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発 【4億円】

地域産品の魅力を発信するイベントを実施するとともに、商工会等が取り組む地域農林水産物を活用した魅力ある地域産品の開発を支援します。

○国産農林水産物・食品への理解増進事業

(1) 大規模集客施設等において、全国の地域特産品を集めた販売促進イベントを支援

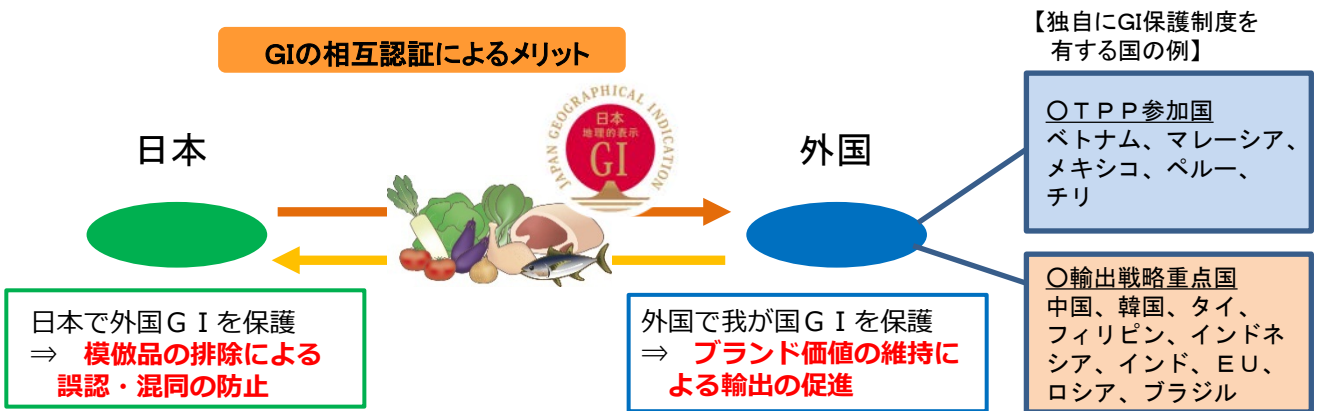
(2) 地域の農林水産物等を活用した魅力ある地域ブランド商品づくりに向けた、商工会議所・商工会等の以下の取組を支援

- ①地域産品ストーリー深掘りのための産地PR（マッチング）
- ②マーケティング力の強化に向けたビッグデータ活用講習会
- ③地域産品のブランド化に向けた講習会、デザイン作成支援、販路開拓 等



② 諸外国との地理的表示の相互認証の推進

我が国の地理的表示（GI）の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進及び海外のGI産品の模倣防止等による消費者の保護を図るため、諸外国と相互にGIを保護できる制度を整備します。



※酒類業を所管する国税庁では、日本酒全体のブランド価値向上や輸出促進のため、酒類業組合法に基づく地理的表示制度により、2015年に地理的表示「日本酒」を指定。

③ 病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制の強化

- (1) 家畜防疫官・植物防疫官の増員
- (2) 国際空港での検疫探知犬の増頭



輸入検査



検疫探知犬

(参考) TPP対策27補正予算事業一覧

総額 3,122億円 (再掲分を除く)

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

- ① 担い手確保・経営強化支援事業 【53億円】
- ② 担い手経営発展支援金融対策〔基金化〕 【100億円】
農業法人経営発展支援投資育成事業 【10億円】
- ③ 農地の更なる大区画化・汎用化の推進(公共) 【370億円】
- ④ 中山間地域等担い手収益力向上支援事業 【10億円】

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

- ① 産地パワーアップ事業〔基金化〕 【505億円】
- ② 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進(公共) 【406億円】
- ③ 革新的技術開発・緊急展開事業 【100億円】
- ⑤ 加工施設再編等緊急対策事業 【46億円】

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

- ① 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業〔基金化〕 【610億円】
- ② 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進(公共) 【164億円】
- ③ 畜産・酪農生産力強化対策事業〔基金化〕 【30億円】
- ④ 革新的技術開発・緊急展開事業(再掲) 【100億円】
- ⑤ 草地難防除雑草駆除等緊急対策事業 【7億円】
- ⑥ 畜産経営体質強化支援資金融通事業〔基金化〕 【20億円】
- ⑧ 加工施設再編等緊急対策事業(再掲) 【46億円】

○高品質な我が国農林水産物の輸出等の需要フロンティアの開拓

- ① 輸出促進緊急対策 【33億円】
水産物輸出拡大緊急対策事業(一部公共) 【55億円】
農畜産物輸出拡大施設整備事業 【43億円】
- ② 日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業 【0.1億円】
- ③ 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 【36億円】
農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業 【4億円】

○合板・製材の国際競争力の強化

- ① 合板・製材生産性強化対策事業〔基金化〕 【290億円】
- ② 違法伐採緊急対策事業 【2億円】

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

- 水産業競争力強化緊急事業〔基金化〕 【225億円】

○消費者との連携強化

- ① 国産農林水産物・食品への理解増進事業 【4億円】

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コストの削減や収益性の向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講じます。

米

消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れます（※）。



国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断します。

(※1) 備蓄米は今後も平時には最終的に非主食用（飼料用、加工用、援助用）として売却。
(※2) 具体的な運用方法については、協定発効に向けて今後検討。

(イメージ図)

国別枠の輸入

市場に流通する主食用米

国別枠の輸入量に相当する国産米を政府備蓄米として買入



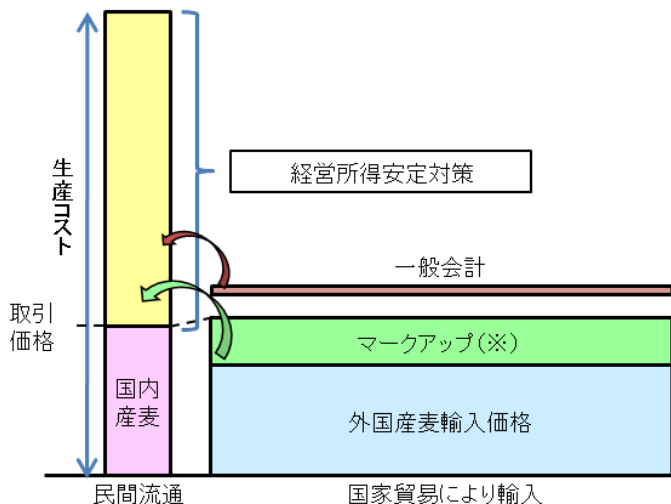
麦

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施します。



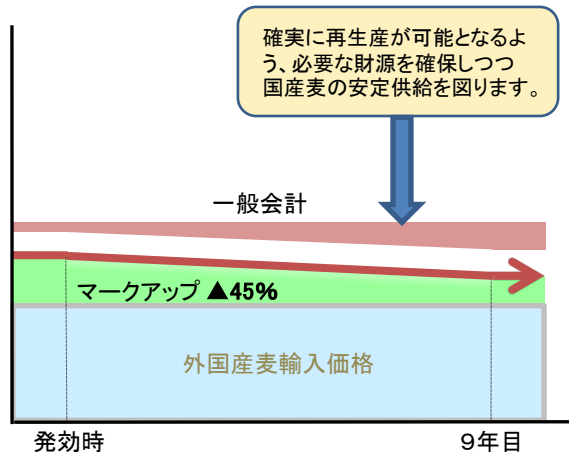
確実に再生産が可能となるよう、必要な財源を確保しつつ国産麦の安定供給を図ります。

○ 経営所得安定対策の概要



(※) 政府が実需者に販売する際に上乗せする額

○ 今後の対策



甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とします。



これにより、国内で生産される砂糖の製品価格を引き下げ、輸入加糖調製品に対する競争力を強化します。

その結果、糖価調整制度を安定的に運営し、さとうきび、てん菜の持続的な生産の基盤を確保します。

<加糖調製品の例>

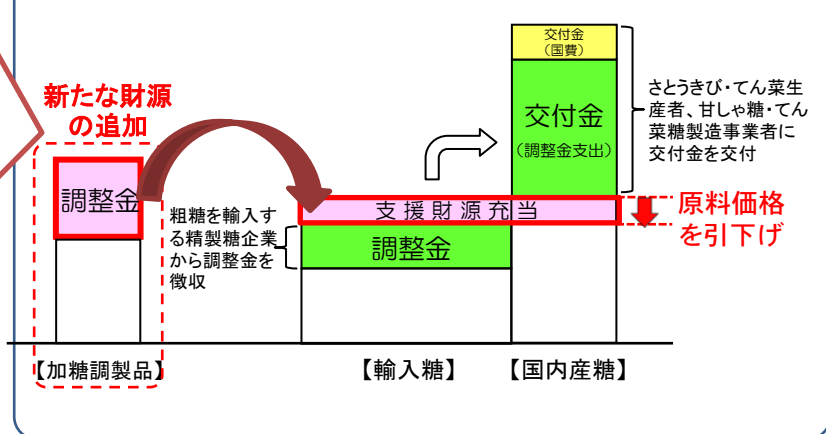
○ ココア調製品

砂糖とココア粉の混合物、チョコレート菓子の半製品等



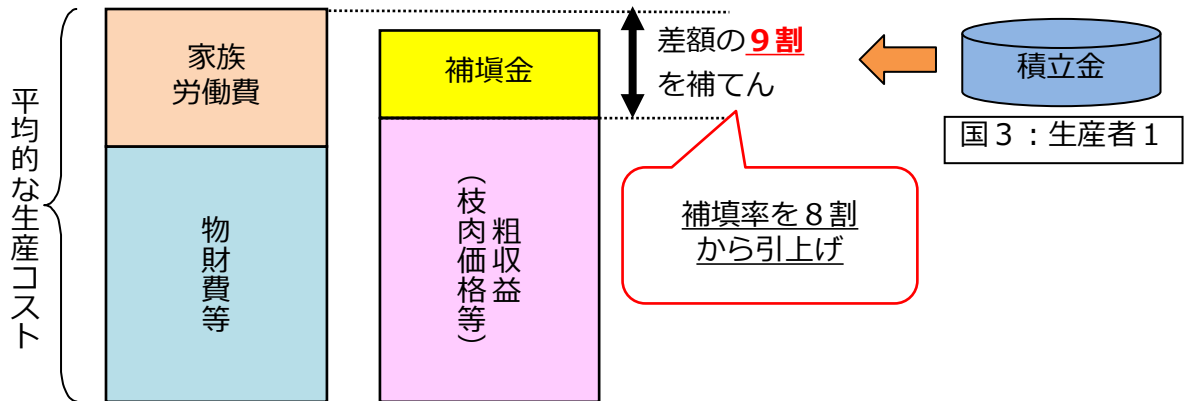
【使途：菓子類・飲料原料、チョコレート製品等】

【対策後のイメージ】



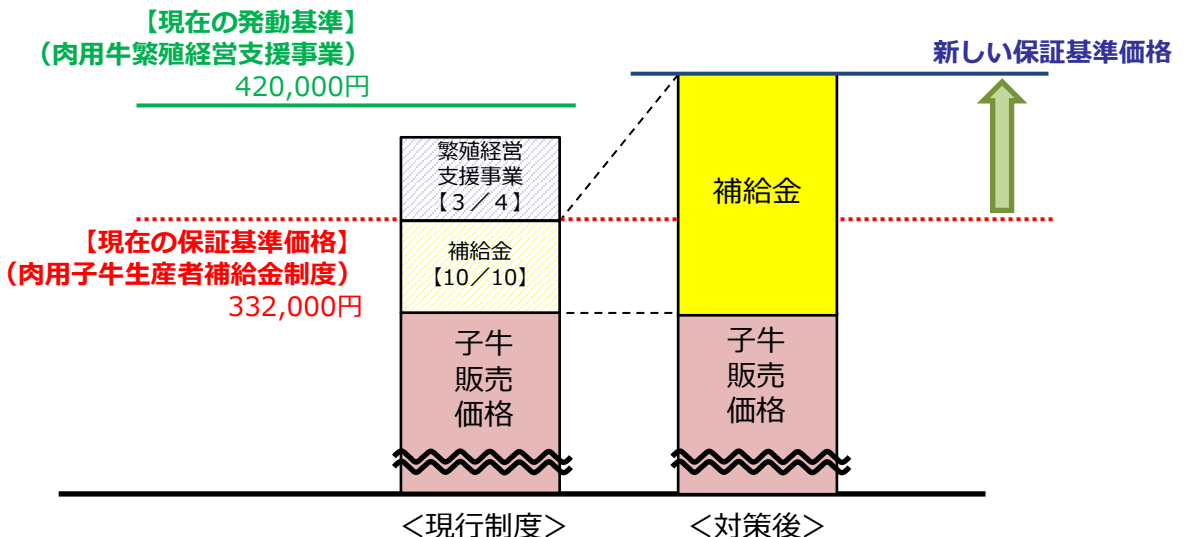
牛肉

- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）を法制化する
- 協定発効に合わせて、牛マルキンの補填率を引き上げる（8割→9割）



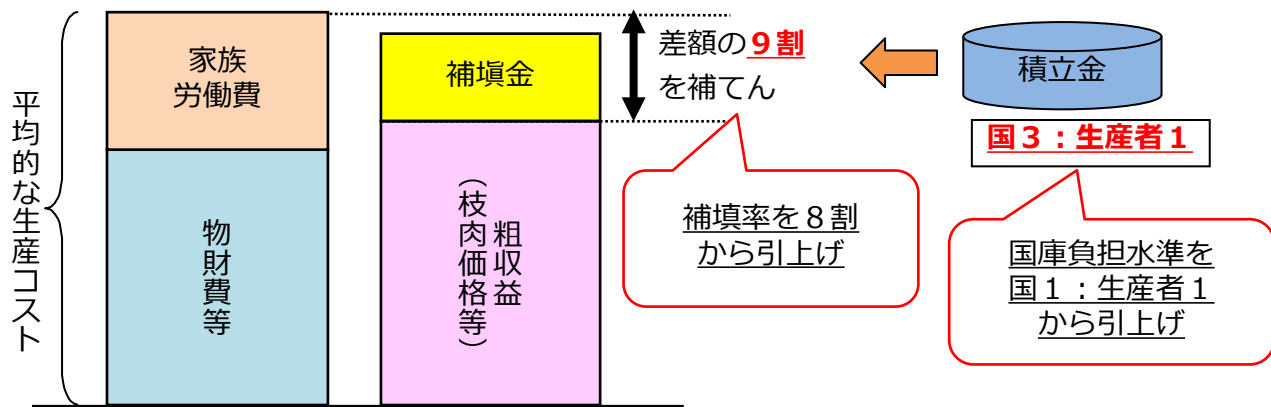
- 協定発効に合わせて、肉用子牛保証基準価格の算定方式を現在の経営の実情に即したものに見直す
- その際、現在の肉用子牛生産者補給金制度（1階事業）と肉用牛繁殖経営支援事業（2階事業）については、肉用子牛生産者補給金制度に一本化する

【黒毛和種の場合】



豚肉

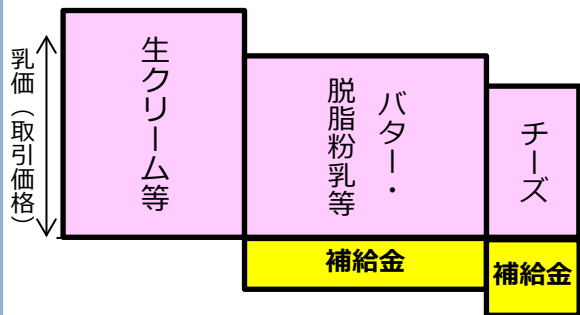
- ・ 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。
- ・ 協定発効に合わせて、豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（8割→9割）、国庫負担水準を引き上げる（国1：生産者1→国3：生産者1）



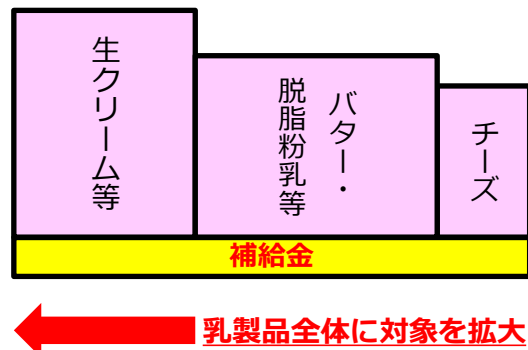
乳製品

- ・ 生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。 ※準備が整い次第、協定発効に先立って実施

現 行



対策後



(参考) 平成27年度 加工原料乳生産者補給金
 バター・脱脂粉乳等向け 単価:12.90円/kg、交付対象数量:178万トン
 チーズ向け 単価:15.53円/kg、交付対象数量:52万トン

Ⅲの1及び2に掲載した施策については、国会での予算成立等が前提となります。

農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略については、平成28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。具体的には、以下の項目について、今後検討を進めます。

- 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- 生産者の所得向上につながる生産資材(飼料、機械、肥料など)価格形成の仕組みの見直し
- 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し
- 戦略的輸出体制の整備
- 原料原産地表示
- チェックオフ制度の導入
- 従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続
- 農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策
- 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
- 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討
- 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

問い合わせ先一覧

お気軽にお問い合わせください

① 本省の連絡先

I 大筋合意の概要	大臣官房国際部国際経済課	(直)03-3502-5904
II 品目毎の農林水産物への影響について	大臣官房政策課	(直)03-3502-8448
III 総合的なTPP関連政策大綱	大臣官房政策課	(直)03-3502-8448
1 攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)		
○ 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成		
① 意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入	経営局就農・女性課	(直)03-6744-2148
② 無利子化等の金融支援措置の充実	経営局金融調整課	(直)03-3502-7248
③ 農地の更なる大区画化・汎用化	農村振興局設計課	(直)03-3502-8695
④ 中山間地域等における担い手の収益力の向上	農村振興局地域振興課	(直)03-3502-6005
○ 国際競争力のある産地イノベーションの促進		
① 産地パワーアップ事業の創設	生産局総務課生産推進室	(直)03-3502-5945
② 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化	農村振興局設計課	(直)03-3502-8695
③ 戦略的な革新的技術の開発	技術会議事務局研究推進課	(直)03-3502-7462
④ 農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用	食料産業局産業連携課ファンド室	(直)03-6744-7174
⑤ 製粉工場・製糖工場等の再編整備	政策統括官付貿易業務課	(直)03-6744-1257
○ 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進		
① 畜産クラスター事業の拡充	生産局畜産部畜産企画課	(直)03-3501-1083
② 畜産クラスターを後押しする草地の大区画化	生産局飼料課	(直)03-6744-7192
③ 和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上	生産局畜産振興課	(直)03-6744-2524
④ 畜産物のブランド化等の高付加価値化	技術会議事務局研究推進課	(直)03-3502-7462
⑤ 自給飼料の一層の生産拡大	生産局飼料課	(直)03-6744-7192
⑥ 畜産農家の既往負債の軽減対策	生産局畜産部畜産企画課	(直)03-3501-1083
⑦ 家畜防疫体制の強化	消費・安全局動物衛生課 家畜防疫対策室	(直)03-3502-8292
⑧ 食肉処理施設・乳業工場の再編整備の推進	生産局畜産部食肉鶏卵課	(直)03-3502-5989
○ 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの拡大		
① 重点品目毎の輸出促進対策	食料産業局輸出促進課	(直)03-3502-3408
② 輸出阻害要因の解消(戦略的な動植物検疫協議の推進)	消費・安全局 植物防疫課検疫対策室 動物衛生課国際衛生対策室	(直)03-3502-5978 (直)03-3502-8295
(ジャパンスタンドの海外発信(HACCP))	食料産業局食品製造課	(直)03-6738-6166
(ジャパンスタンドの海外発信(輸出用GAP))	生産局農業環境対策課	(直)03-6744-7188
③ 地域の収益力強化(産地と外食・中食等が連携した新商品開発)	生産局園芸作物課	(直)03-3501-4096
(訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)	農村振興局都市農村交流課	(直)03-3502-6002
○ 合板・製材の国際競争力の強化		
① 大規模・高効率の加工施設の整備等	林野庁計画課	(直)03-6744-2300
② 違法伐採対策	林野庁木材利用課	(直)03-3502-8063

問い合わせ先一覧

お気軽にお問い合わせください

○ 持続可能な収益性の高い操業体制への転換		
① 水産業競争力強化緊急施設整備事業	水産庁防災漁村課	(直)03-3502-5633
② 浜の担い手漁船リース緊急事業	水産庁研究指導課	(直)03-3502-8482
③ 漁船漁業構造改革緊急事業	水産庁研究指導課	(直)03-3502-8482
④ 競争力強化型機器導入緊急対策事業	水産庁企画課	(直)03-6744-2343
○ 広域浜プランの策定	水産庁防災漁村課	(直)03-3502-5633
○ 消費者との連携強化		
① 大規模集客施設での販促活動等	食料産業局食文化・市場開拓課	(直)03-6744-2352
② 諸外国との地理的表示の相互認証	食料産業局知的財産課	(直)03-6744-2062
③ 病虫害等の進入防止など動植物検疫体制の強化	消費・安全局 植物防疫課検疫対策室 動物衛生課国際衛生対策室	(直)03-3502-5978 (直)03-3502-8295
2 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)		
① 米	政策統括官付農産企画課	(直)03-6738-8961
② 麦	政策統括官付貿易業務課	(直)03-6744-0585
③ 甘味資源作物	政策統括官付地域作物課	(直)03-3502-5963
④ 牛肉・豚肉	生産局畜産部畜産企画課	(直)03-3502-0874
⑤ 乳製品	生産局畜産部牛乳乳製品課	(直)03-3502-5988

事業内容や申請手続などの詳細については、地方農政局や各都道府県の地方参事官にもお気軽にお問い合わせください

② 地方農政局の連絡先

北海道農政事務所企画調整室	011-330-8801
東北農政局企画調整室	022-221-6103
関東農政局企画調整室	048-740-0018
北陸農政局企画調整室	076-232-4206
東海農政局企画調整室	052-223-4609
近畿農政局企画調整室	075-414-9036
中国四国農政局企画調整室	086-224-9400
九州農政局企画調整室	096-211-8538
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農政課	098-866-1627

問い合わせ先一覧

お気軽にお問い合わせください

③ 地方参事官の連絡先

北海道	札幌支局	011-330-8821
	函館支局	0138-26-7800
	旭川支局	0166-76-1277
	釧路支局	0154-23-4401
	帯広支局	0155-24-2401
	北見支局	0157-23-4171
青森県	青森支局	017-775-2151
岩手県	岩手支局	019-624-1125
宮城県	宮城支局	022-266-8778
秋田県	秋田支局	018-862-5611
山形県	山形支局	023-622-7231
福島県	福島支局	024-534-4142
茨城県	茨城支局	029-221-2184
栃木県	栃木支局	028-633-3311
群馬県	群馬支局	027-221-1827
埼玉県	埼玉支局	048-740-5835
千葉県	千葉支局	043-224-5611
東京都	東京支局	03-5144-5253
神奈川県	神奈川支局	045-211-0584
新潟県	新潟支局	025-228-5211
富山県	富山支局	076-441-9300
石川県	石川支局	076-241-3154
福井県	福井支局	0776-30-1611
山梨県	山梨支局	055-254-6055
長野県	長野支局	026-233-2500
岐阜県	岐阜支局	058-271-4044

静岡県	静岡支局	054-246-6121
愛知県	愛知支局	052-763-4492
三重県	三重支局	059-228-3151
滋賀県	滋賀支局	077-522-4261
京都府	京都支局	075-414-9015
大阪府	大阪支局	06-6941-9658
兵庫県	兵庫支局	078-331-5924
奈良県	奈良支局	0742-32-1870
和歌山県	和歌山支局	073-436-3831
鳥取県	鳥取支局	0857-22-3131
島根県	島根支局	0852-24-7311
岡山県	岡山支局	086-223-3131
広島県	広島支局	082-228-9676
山口県	山口支局	083-922-5412
徳島県	徳島支局	088-622-6131
香川県	香川支局	087-831-8151
愛媛県	愛媛支局	089-932-1177
高知県	高知支局	088-875-7236
福岡県	福岡支局	092-281-8261
佐賀県	佐賀支局	0952-23-3131
長崎県	長崎支局	095-845-7121
熊本県	熊本支局	096-211-8715
大分県	大分支局	097-532-6131
宮崎県	宮崎支局	0985-22-5919
鹿児島県	鹿児島支局	099-222-5840

詳細についてはホームページも御参照ください。

<TPP関連情報(農林水産省HP)>

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/index.html>

<大筋合意の概要>

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/index.html>

<品目毎の農林水産物への影響について>

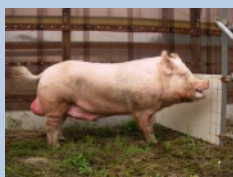
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/151104_bunseki.pdf

<総合的なTPP関連政策大綱>

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo2.html#taikou>

(農林水産分野におけるTPP対策)

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/katu_ryoku_honbu.pdf



発行:農林水産省

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

Tel:03-3502-8111(代表)